

平成 1 8 年度マスターセンター補助事業

エコアクション 2 1 の現状と今後
に関する調査研究報告書

平成 1 8 年 1 2 月

社団法人中小企業診断協会和歌山県支部

目 次

はじめに	1
第1章 エコアクション21とは	2
1. エコアクション21の背景	2
2. 事業者の環境への取り組み	2
3. エコアクション21とは	2
4. エコアクション21の特徴	3
5. エコアクション21の構成	3
6. エコアクション21に取り組むことのメリット	3
第2章 エコアクション21の認証・登録制度	4
1. エコアクション21の認証・登録制度とは	4
2. エコアクション21認証・登録のメリット	4
3. 事業者のエコアクション21への取組手順	5
4. 事業者のエコアクション21認証・登録の手続き	5
5. エコアクション21認証・登録及び更新登録料	7
(1) 審査費用	7
(2) 認証・登録料及び更新登録料	8
第3章 エコアクション21の組織および実態	10
1. エコアクション21中央事務局	10
2. エコアクション21地域事務局	10
(1) 地域事務局運営の基本方針	10
(2) 地域事務局の運営体制	11
(3) 地域事務局の業務	11
(4) 地域事務局の認証・登録に関する業務	11
(5) 事業者の機密等の保持	11
3. エコアクション21審査人	12

(1) 審査人に求められる資質	1 2
(2) 審査人資格認定・登録の手続き	1 3
(3) 試験応募者の資格要件	1 3
(4) 審査人資格認定・登録フロー	1 3
(5) エコアクション 21 審査人認定・登録料	1 4
4. 認証・登録事業者	1 5
第4章 事業所アンケート調査結果	1 6
1. アンケート数	1 6
2. 回答企業のプロフィール	1 6
3. 調査結果	1 7
アンケート調査表	3 1
第5章 自治体アンケート調査結果	3 8
1. アンケート数	3 8
2. 調査結果	3 8
アンケート調査表	5 2
第6章 アンケート結果からの環境対策及びE A 2 1 推進についての課題	6 0
1. 事業所及び市町村の環境対策について	6 0
2. 二酸化炭素（温室効果ガス）排出量の算定・報告・公表制度について	6 1
3. 循環型社会形成推進のための廃棄物・リサイクル対策	3 Rの推進 6 2
4. 事業所や市町村の活動は地球温暖化に影響を与えている	6 4
5. 地球温暖化防止対策としての「京都議定書」について	あまり理解されていない 6 4
(1) 京都議定書の意義について	6 4
(2) 「温室効果ガス6%削減」達成について	6 5
(3) 6%達成するために必要な施策は	6 6
(4) 地球の環境保全の持続対策	6 6
6. 環境に関する国際規格「ISO 14001」の認証取得状況について	6 6
7. エコアクション 21 の認証取得について	環境マネジメント システム国内版 6 7

第7章 環境保全活動の推進・・・エコアクション21普及のための提言・・・	69
1. 環境経営の推進・・・	69
2. 二酸化炭素排出量把握と排出抑制対策・・・	70
3. 環境活動レポートの作成と公表・・・	71
4. 環境保全対策を推進するに当たっての希望支援策・・・	72
5. エコアクション21とISO14001の比較・・・EA21のメリット・・・	73
6. エコアクション21の認証登録の流れ・・・	74
7. エコアクション21の簡易取得・・・自治体イニシャティブ・プログラムの利用・・・	76
おわりに・・・	77

はじめに

今、地球環境保全は、全ての人たちにとってもつとも重要な課題となっているが、国の環境基本計画において、特に地方公共団体には、地域の環境保全に関する基本的な策定などにより、自らの施策を総合的かつ計画的に進めるとともに、地域の環境保全に関して主要な推進者として地域の取り組みの調整者としての役割が求められている。

豊かで住み良い地域社会構築のためには、日頃の諸活動において環境負荷（資源・エネルギー使用・廃棄物排出）を減らすとともに、持続的発展が可能な循環型社会の実現に向けて、行政を始めとして、企業の活動並びに住民一人一人の自覚と実践が求められている。

しかし、企業などにおいてはまだまだ問題意識が少ないように思われる。

企業などが、法律の規制があるから環境に取り組むというだけでなく、トップの意思によって自主的・積極的に、二酸化炭素排出量削減や産業廃棄物排出量削減などのように直接的な法規制がない分野に取り組んだり、環境にやさしい製品・サービスを開発し、あるいはそれを購入したりする。これが環境経営の本質である。

そのために、環境省が平成8年に策定し、その後何度か改定しながら、その普及を進めてき、平成16年10月に内容を全面的に改定して、それまでの登録制度を認証・登録制度に移行した「エコアクション21」に焦点を当て、全国および和歌山県下の「エコアクション21」の現状の取り組み状況と今後の推移を調査し、課題を抽出し、今後のあるべき方向性を見出し、「環境問題の現状と対応」として行政や企業に提言するとともに、より多くの企業が「エコアクション21」の認証・登録をすすめる方向に持っていきたいと考えて、今年度の調査・研究事業に取り組んだ。

社団法人中小企業診断協会

和歌山県支部

支部長 奥 村 博 志

第1章 エコアクション21とは

1. エコアクション21の背景

産業革命以降、技術の発展により大量生産・大量消費・大量廃棄が進んでいる社会は、我々に快適な暮らしを提供してくれたが、一方で、自然環境に多大な負荷を与え、さまざまな環境問題を引き起こしている。その一つに地球温暖化の問題がある。地球温暖化問題は、地球環境に大きな被害をもたらしかねないといわれ、一国の努力のみで解決できる問題ではなく、世界各国の協力が必要である。このように世界各国で大量生産・大量消費・大量廃棄の20世紀型の社会システムを「最適生産・最適消費・最小廃棄」の社会である持続可能な循環型社会へと造り変えていかなければならない。このような持続可能な循環型社会の構築に向けては、事業者、消費者、行政等、すべての主体が自主的、積極的な環境への取り組みを行っていく必要がある。特に社会経済活動の主要な部分を占める事業者は、規模や業種を問わず、とりわけ積極的な取り組みをしていかなければならない。

2. 事業者の環境への取り組み

近年、企業の環境問題に対する考え方は、より積極的なものへと大きく変化してきている。近年、グリーン購入法の制定によりグリーン購入の進展や環境にやさしい製品やサービス積極的に購入しようとする市民意識の高まり、環境規制の強化等により、事業活動をするうえで環境への取り組みは必須条件になりつつあるとともに環境経営システムの構築を取引条件の一つとするサプライチェーンのグリーン化の動きが、大手企業を中心に拡大しつつある。こういったことにより、環境への取り組みを従来の「社会貢献の一つ」という位置づけから、「企業の業績を左右する重要な要素」又は「企業の最も重要な戦略の一つ」ととらえて事業活動の中に明確に位置づけいく動きが拡大しつつある。

環境経営システムを構築する一つの方法として、ISO14001の認証・取得がある。ISO14001の認証・取得するには、環境関連法規制の遵守をはじめ、環境保全に対する取り組みをシステム化し社内に根付かさなければならず、大手事業者を中心に普及されているが、認証・取得に係る負担が大きいということで中小事業者が取り組むには難しいとの意見もある。しかし、今後中小事業者が生き残っていくには環境に配慮した製品づくりやサービスへの取り組みは不可欠になることは間違いないといえる。

3. エコアクション21とは

エコアクション21とは、幅広い事業者が容易に取り組める環境マネジメントシステムである。エコアクション21は、中小事業者における環境への取り組みを促進するとともにその取り組みを効果的・効率的に実施するため、国際標準機構のISO14001企画をベースとしつつ、中小企業者でも取り組みやすい環境経営システムのあり方をガイドラインとして企画されている。平成8年に環境省が策定し、その後何度か改定しながら、その普及を進めてき、平成16年10月に内容を全面的に改定して、それまでの登録制度を認証・登録制度に移行した。

4. エコアクション 21 の特徴

(1) 中小企業等でも容易に取り組める環境経営システムである（環境マネジメントシステム）

中小事業者等の環境への取組を促進するとともに、その取組を効果的・効率的に実施するため国際標準機構の ISO 14001 規格をベースとしつつ、中小事業者でも取組みやすい環境経営システムのあり方をガイドラインとして規定している。

(2) 必要な環境への取組を規定している（環境パフォーマンス評価）

エコアクション 21 では、必ず把握すべき項目として、二酸化炭素排出量、廃棄物排出量及び総水量を規定している。さらに、必ず取り組むべき行動として、省エネルギー、廃棄物の削減・リサイクル及び節水の取組を規定している。これらの取組は、環境経営に当たっての必須の要件である。

(3) 環境コミュニケーションにも取り組んでいく（環境報告）

事業者が環境への取組状況等を公表する環境コミュニケーションは、社会のニーズであるとともに、自らの環境活動を推進し、さらには社会からの信頼を得るための必要不可欠の要素となっている。そこで、環境活動レポートの作成と公表を必須の要素として規定している。

5. エコアクション 21 の構成

エコアクション 21 は右の 4 つのパートにより構成されている。

この 4 つのパートにそって取り組むことにより、幅広い事業者が効率的にシステムを構築することができ、環境に関する取組の現状把握から、目的・目標の設定、管理、改善に至るまでの総合的な運用を図ることができる。

1. 環境への負荷の自己チェックの手引き
2. 環境への取組の自己チェックの手引き
3. 環境経営システムガイドライン
4. 環境活動レポートガイドライン

6. エコアクション 21 に取り組むことのメリット

環境経営システムと環境への取組、環境報告の 3 要素がひとつに統合されたガイドラインであることから、環境への取組を総合的に進めることができ、また比較的容易、かつ効率的に取り組むことができる。

環境経営システムを構築・運用することにより、環境への取組の推進だけでなく、経費の削減や生産性・歩留まりの向上、目標管理の徹底等、経営的にも効果をあげることができる。

環境活動レポートを作成し、外部に公表することにより、利害関係者（取引先や一般消費者等）に対しての信頼性が向上する。また、大手企業が環境への取組や環境経営システムの構築を取引先の条件の一つとする、サプライチェーンのグリーン化に対応することができる。

第2章 エコアクション21の認証・登録制度

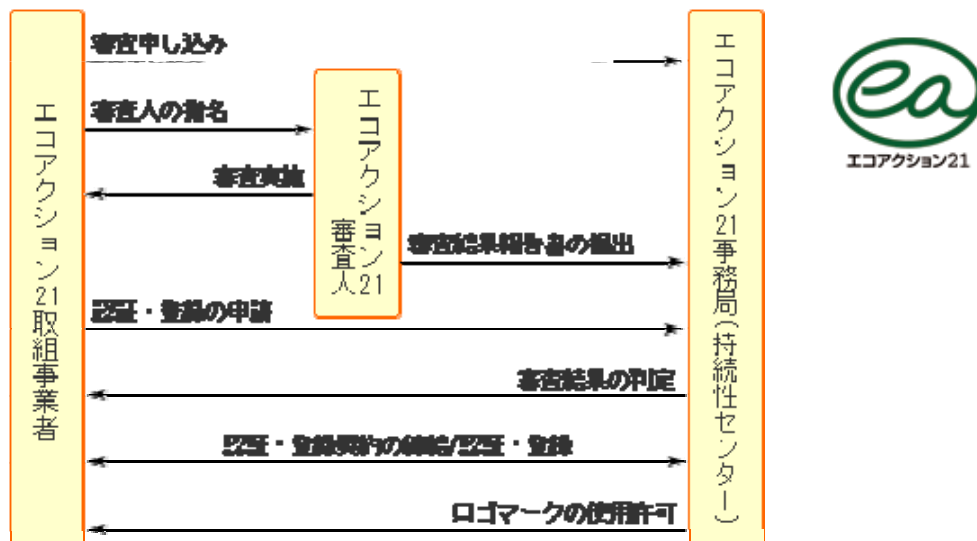
1. エコアクション21の認証・登録制度とは

エコアクション21認証・登録制度は、広範な中小企業、学校、公共機関などに対して、「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として、環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づく、事業者のための認証・登録制度である。

認証・登録制度は、「エコアクション21環境経営システム・環境活動レポートガイドライン 2004年版（環境省）」に基づき、[エコアクション21認証・登録制度実施要領](#)に沿って実施される。

ガイドラインの要求事項を満たした環境経営システムを構築・運用し、環境活動レポートを作成・公表した事業者は、その適合状況について、[エコアクション21審査人](#)による審査を受けることができ、審査において適合していると認められた場合は、エコアクション21認証・登録事業者として登録することができる。エコアクション21認証・登録制度の運営は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター（IGES）がエコアクション21中央事務局として認証・登録制度を運営し、各地域のEA21地域事務局が認証・登録等の受付、判定委員会開催等を行っている。

エコアクション21認証・登録制度のフローは次のとおりである。



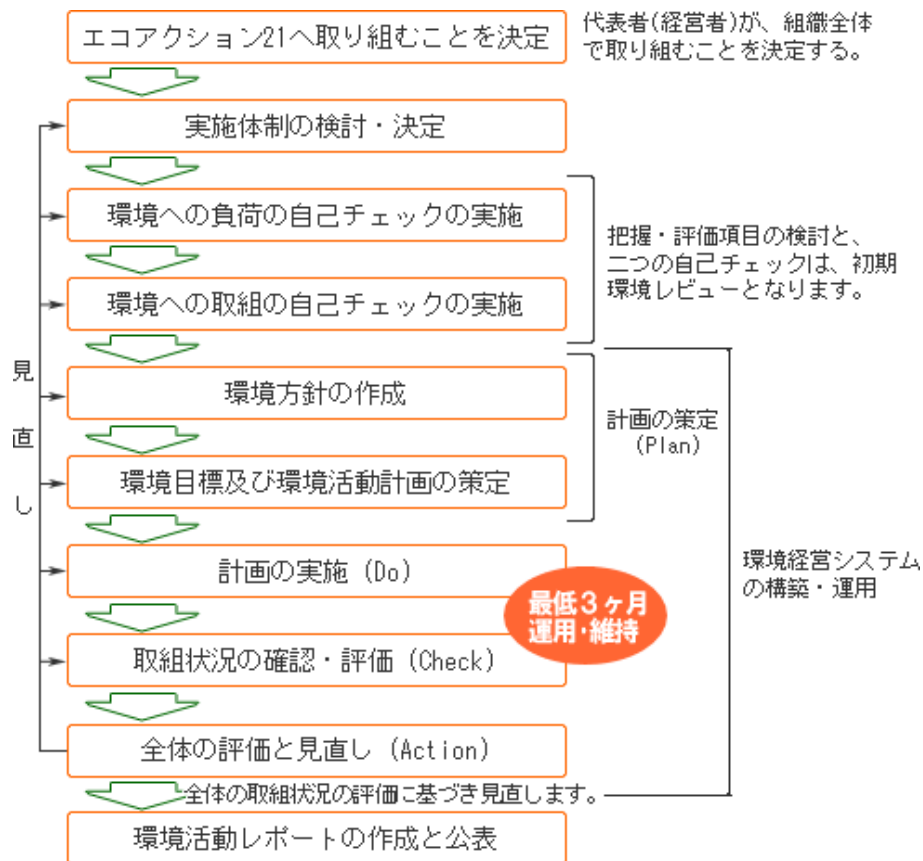
2. エコアクション21認証・登録のメリット

- (1) 環境省が策定したガイドラインに適合していることを、第三者である審査人による審査を受けることにより、取組に対する透明性、信頼性が向上する。
- (2) エコアクション21のロゴマークが使用できるようになり、会社案内、名刺等にロゴマークを印刷することにより、対外的なPR効果が得られる。
- (3) 専門家によるコンサルティングを受けることができ、事業規模、業種等、事業者の特性を考慮した適切な指導、助言により、一層の効率的、効果的な取組ができるようになる。

3. 事業者のエコアクション 21 への取組手順

事業者のエコアクション 21 への取組に当たっては、一般的に次のような手順が考えられる。

エコアクション 21 への取組手順



4. 事業者のエコアクション 21 認証・登録の手続き

環境省が策定したエコアクション 21 環境経営システム・環境活動レポートガイドライン 2004 年版の要求事項に基づき、次の 3 つの要件を満たしている事業者は、エコアクション 21 審査人による審査を受け、その結果がガイドラインの要求事項に適合していると認められた場合、エコアクション 21 の認証・登録を受けることができる。

事業者の 3 つの要件

- ①ガイドラインの要求事項に基づき、環境経営システムを構築、運用している。
- ②ガイドラインの要求事項に基づき、規定された環境への取組を行っている。
- ③ガイドラインの要求事項に基づき、環境活動レポートを作成・公表している。

受審事業者は、ガイドラインの要求事項への適合状況について、以下の手順により、認定された審査人による登録審査を受けなければならない。

- (1) 受審事業者は、中央事務局所定の書式を使用し、地域事務局に、エコアクション 21 の登録審

査（書類審査及び現地審査）を申し込む。

（２）受審事業者は、中央事務局に認定・登録された審査人の中から、業種、規模や審査人の専門分野などを考慮し、指名する審査人を地域事務局に通知する。

地域事務局は、審査人に対し指名された旨を連絡し、審査人の了解をとる。

（３）地域事務局は、事業者が希望する場合には、事前準備のためのコンサルタント及び登録審査を担当する審査人を紹介又は斡旋する。

（４）いずれにおいても選任された審査人は認証・登録の範囲及び登録審査工数に関して、受審事業者と協議の上、審査計画書を作成し、事業者及び地域事務局に送付する。

（５）受審事業者は、審査人からの連絡を受けて、所定の書式等により、審査人に必要書類等を送付し、書類審査を受審する。

（６）審査人は、書類審査の結果をエコアクション２１書類審査報告書として取りまとめ、事業者に送付する。

（７）審査人による書類審査の結果、ガイドラインの要求事項に適合していると認められた受審事業者は、審査人による現地審査を受審する。

（８）審査人は、受審事業者からの審査費用の振込みの確認後、審査で使用了文書記録資料などとともに、エコアクション２１登録審査報告書（以下「審査報告書」という）を、地域事務局に送付する。

（９）受審事業者は、登録審査に係わる費用及び旅費に関する審査人からの請求に基づき、直接、審査人に支払わなければならない。（別表に標準工数料金を定める。）

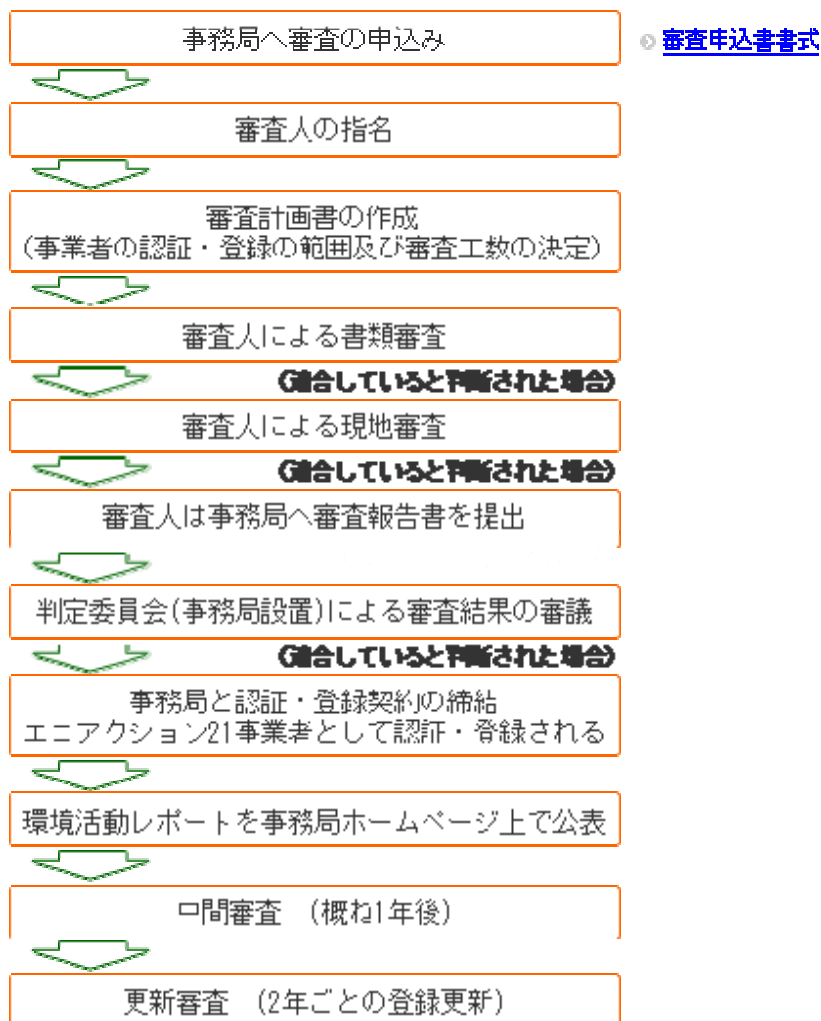
（１０）現地審査により、ガイドラインの要求事項に適合していると認められた場合、受審事業者は、事務局へ認証・登録を申請する。

（１１）判定委員会は、提出された審査報告書の内容を検討し、地域事務局へ結果を報告する。

（１２）地域事務局は、受審事業者に判定結果を通知するとともに中央事務局へ認証・登録の推薦の可否について報告する。

（１３）受審事業者は、登録審査結果について地域判定委員会の判定結果に異議がある場合は、中央事務局に異議を申し立てることができる。

事業者の認証・登録のフロー



5. エコアクション21 認証・登録及び更新登録料

(1) 審査費用

審査費用は、下記の標準審査工数表を基に決められる。現地審査（事業所における審査）の場合、別途交通費等が必要となる。

標準審査工数表：登録審査

従 業 員 数	業 種 サービス業、流通業、事務所等、 比較的環境負荷が少ないと考え られる事業所	業 種 製造業、建設業、廃棄物処理業、 修理工場等、環境負荷が比較的 大きいと考えられる事業所
30人以下	2人日	2人日
31人以上100人以下	3人日	4人日
101人以上	5人日以上	6人日以上

標準審査工数表：中間審査（認証・登録後概ね1年後）

従 業 員 数	業 種 サービス業、流通業、事務所等、 比較的環境負荷が少ないと考え られる事業所	業 種 製造業、建設業、廃棄物処理業、 修理工場等、環境負荷が比較的 大きいと考えられる事業所
30人以下	1人日	2人日
31人以上100人以下	1人日	2人日
101人以上	2人以上	3人以上

標準審査工数表：更新審査（認証・登録後2年以内）

従 業 員 数	業 種 サービス業、流通業、事務所等、 比較的環境負荷が少ないと考え られる事業所	業 種 製造業、建設業、廃棄物処理業、 修理工場等、環境負荷が比較的 大きいと考えられる事業所
30人以下	2人日	2人日
31人以上100人以下	2人日	3人日
101人以上	3人以上	4人以上

（注1）審査人の1人日当たりの費用は、50,000円/人日（消費税除く）である。

（注2）上記の標準審査工数表は、事業者が1ヵ所場合である。複数の事業所で認証・登録を受ける場合は、事務局と相談の上決定する。

（注3）業種、業態により、上記の標準審査工数以上の審査日数を要することがある。

（注4）従業員数には、正規職員だけでなく、パート・アルバイト等も含まれる。

（注5）審査費用は、審査の結果、ガイドラインに適合していないと判断された場合であっても
必用となる。

（2）認証・登録料及び更新登録料

審査の結果、判定委員会においてガイドラインに適合していると認められた事業者は、事務局との
認証・登録の契約締結の際に、2年分の認証・登録料を支払う。

さらに、2年毎の更新審査の際に、2年分の更新登録料が必要となる。

登録料・更新登録料(2年分)

従業員数	料金
10人以下	50,000円+2,500円(消費税)
11人以上300人以下	100,000円+5,000円(消費税)
301人以上500人以下	150,000円+7,500円(消費税)
501人以上	200,000円+10,000円(消費税)

（注1）従業員数には、正規職員だけでなく、パート・アルバイト等も含まれる。

(注2) 複数枚の認証・登録証を希望の場合は、2枚目以降1枚につき5,000円+250円(消費税)の費用が必要となる。

(注3) 認証・登録期間中に、認証・登録範囲の変更により、認証・登録契約を再締結し、新たに認証・登録証を発行する場合で、認証・登録料の従業員数の区分が変わらない場合は、判定委員会等の事務経費及び新たな認証・登録証の交付費用として、事業者は10,000円+500円(消費税)が必要となる。

第3章 エコアクション21の組織および実態

1. エコアクション21中央事務局

財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター（IGES-CFS）エコアクション21事務局には、エコアクション21認証・登録制度の適正な運営を図るため、学識経験者等からなる次の委員会等を設置している。

委員会等	分掌事項
IGES持続性センター長	
運営委員会	・エコアクション21認証・登録制度実施要領の審議 ・地域事務局の認定に係る審議 ・相互認証※の承認にかかる審議 ・各委員会委員、参与の審議その他必要規定等の審議
エコアクション21協議会	・各地域の認証制度等との相互認証に関する協議 ・連絡調整
事務局	
参与	・審査人の指導 ・エコアクション21認証・登録制度への助言
判定委員会	・事業者の認証の可否の判定 ・事業者の認定の取消、一時停止の審議 ・審査結果に対する事業者からのクレームの審議
審査人認定委員会	・審査人試験のあり方の検討、試験問題の作成 ・審査人の試験における採点、面接等 ・審査人の認定 ・審査人倫理規定の審議 ・認定研修機関の研修内容の審議 ・認定研修機関の認定に係る審議
審査人倫理委員会	・審査人資格の一時停止、取消の審議

※現在、京都、神戸、仙台などにおいて、それぞれ地域独自の制度に基づく環境マネジメントシステムの認証が実施されている。エコアクション21においては、これらの地域などにおける制度との協調、連携を積極的に図り、相互認証を行っていく。

2. エコアクション21地域事務局

地域事務局は、中央事務局が実施するエコアクション21認証・登録制度の業務を分担するものである。本事業運営に際し、地域事務局は中央事務局並びに地方公共団体をはじめとする関係各機関との連携を図りながら、制度の各段階において効果的な普及支援活動をおこなう。

(1) 地域事務局運営の基本方針

- ①公益業務の重大性を考慮し、公正で信頼性の高い運営をおこなう。
- ②アクション21の適切な普及推進による地域社会への貢献を目指す。
- ③ 運営スタッフのレベルアップに努める。

(2) 地域事務局の運営体制

地域事務局は、諮問機関として、エコアクション21地域運営委員会（以下「運営委員会」）とエコアクション21地域判定委員会（以下「判定委員会」）をおく。

① 運営委員会の構成・審議事項

運営委員会は、事業者関係団体、環境保全関係団体、環境保全に関する学識者及び関係行政機関などの各界の有識者によって構成し、エコアクション21地域事務局わかやま認証・登録制度実施要領、地域判定委員会規定、その他の各種規定、その他エコアクション21認証・登録制度の運営に関する重要事項を審議する。

② 判定委員会の構成・審議事項

判定委員会は、事業者の環境への取組みなどに関する専門家や有識者によって構成し、事業者の認証・登録の可否等に関する事項等を審議する。

(3) 地域事務局の業務

地域事務局は次の業務を行う。

- ①エコアクション21認証・登録制度地域事務局実施要領を策定すること。
- ②エコアクション21地域判定委員会規定を策定すること。
- ③毎事業年度ごとに、事業報告を作成し報告する。
- ④ホームページで、認証・登録制度実施要領、地域運営委員会規定、地域判定委員会規定、事業報告、その他の必要な情報などの公開を行う。
- ⑤制度の普及促進を図る。その際、地域事務局が実施するセミナー等については、地方公共団体の共催、後援等を得るよう努める。
- ⑥その他の普及促進等のために必要な業務を行う。

(4) 地域事務局の認証・登録に関する業務

地域事務局は、エコアクション21に取り組んだ事業者（以下、受審事業者）に対する認証・登録に関する、次の実務を行う。

- ①受審事業者からの審査の申し込みを受けつける。
- ②受審事業者の希望により、審査人を紹介又は斡旋する。
- ③審査人より審査報告書の送付を受けるとともに、受審事業者からの認証、登録申し込みを受け付ける。
- ④地域判定委員会を開催し、認証・登録の可否を判断する。
- ⑤判定結果を含め、受審事業者の認証・登録に必要な報告を中央事務局に対して行う。

(5) 事業者の機密等の保持

中央事務局、地域事務局及び審査人は、受審事業者及び認証・登録事業者の業務上知り得た情報及び入手した業務に関する情報（既に事業者が公開している企業情報、中央事務局がホームページ上で

公開する認証・登録関連情報及び環境レポートを除く）について、その管理を適正に行うとともに、その機密を保持し、これらを第三者に開示しなければならない。

ただし、法的要請による場合は、受審事業者及び認証・登録事業者に事前に通知し、情報を開示する。機密保持は、認証・登録契約終了後も継続する。なお、審査人は機密保持を含む審査人としての遵守事項について、中央事務局に誓約書を入れる。

都道府県別、地域事務局設置数

都道府県	地域事務局設置数	都道府県	地域事務局設置数
北海道	0	滋賀県	1
青森県	0	京都府	0
岩手県	1	大阪府	2
宮城県	0	兵庫県	2
秋田県	0	奈良県	1
山形県	1	和歌山県	1
福島県	0	鳥取県	0
茨城県	0	島根県	0
栃木県	1	岡山県	2
群馬県	1	広島県	1
埼玉県	1	山口県	0
千葉県	1	徳島県	0
東京都	2	香川県	0
神奈川県	1	愛媛県	0
新潟県	2	高知県	0
富山県	1	福岡県	2
石川県	1	佐賀県	0
福井県	1	長崎県	2
山梨県	1	熊本県	1
長野県	2	大分県	0
岐阜県	0	宮崎県	1
静岡県	2	鹿児島県	0
愛知県	1	沖縄県	1
三重県	0	合 計	37

(平成18年11月15日現在)

3. エコアクション21審査人

エコアクション21審査人とは、エコアクション21認証・登録制度において、事業者のガイドラインの要求事項への適合状況を、審査することができる個人の資格である。

(1) 審査人に求められる資質

- ・環境問題や環境保全に関する基本的な知識を有していること
- ・事業者の環境保全活動に関する豊富な知見と経験を有していること
- ・環境マネジメントシステムに関する豊富な知見と経験を有していること
- ・審査事業者との間で適切なコミュニケーションが図ることができ適切な審査及び指導・助言を

行うことができること

(2) 審査人資格認定・登録の手続き

審査人になるためには、一定の要件を満たした上で、3段階の試験に合格した上で、試験合格後1年以内に、エコアクション21に関する所定の講習を修了しなければならない。

試験合格者で講習を修了した人は、エコアクション21審査人として事務局より認定・登録され、事務局のホームページ上で、氏名、経歴等が公開され、事業者の依頼により審査を行うことができる。

(3) 試験応募者の資格要件

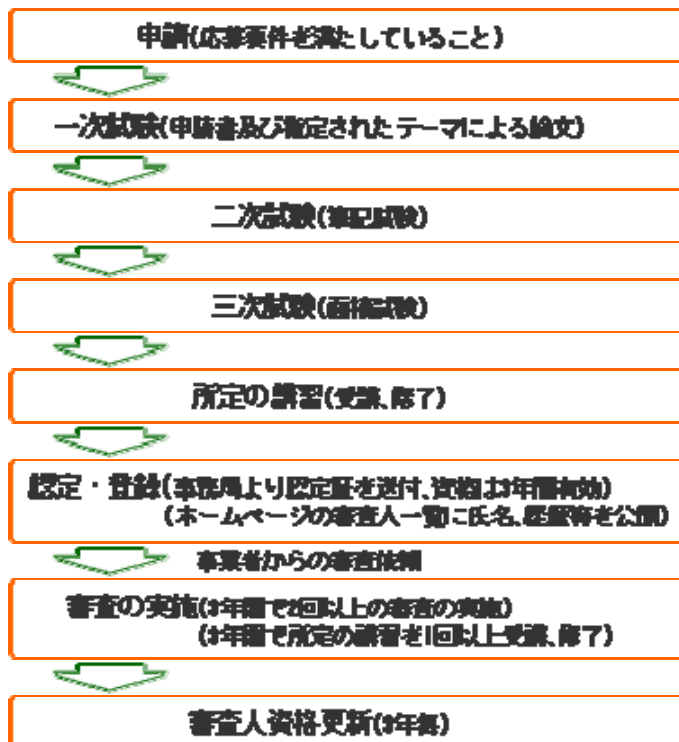
審査人になるための試験を受けるためには、次のいずれをも満たしていることが必要である。

①環境カウンセラー（事業者部門）であること。または、技術士（環境、衛生工学、上下水道、経営工学、建設及び総合技術監理部門のいずれか）、公害防止主任管理者（公害防止管理者大気一種及び水質一種の資格をともに有す者を含む）、環境計量士（濃度関係）、エネルギー管理士のいずれかの資格を有すること。または、企業等の環境対策及び公害防止に関する部門に所属した経歴、若しくは事業者に対する環境保全のための具体的な取組、計画づくり等に対する指導、助言を行った実績が概ね5年以上であること。

②環境マネジメントシステム審査員（審査員補は除く）であること。または、地域版EMSの主任審査員、環境プランナーERのいずれかの資格を有すること。または、企業等の環境管理に関する部門に所属した経歴、若しくは事業者に対する環境経営システム（環境マネジメントシステム）の構築、運用等に対する指導、助言を行った実績が概ね5年以上であること。

(4) 審査人資格認定・登録フロー

この資格は、国家資格ではない。また、認定・登録された方に、エコアクション21の審査業務の受託を保証するものではない。



(5) エコアクション 21 審査人認定・登録料

エコアクション 21 審査人は、審査試験料及び講習受講料とは別に、3 年間で 3 万円（＋消費税 1,500 円）の認定・登録料が必要である。

都道府県別、エコアクション21審査人数

都道府県	審査人数	都道府県	審査人数
北海道	12	滋賀県	22
青森県	1	京都府	10
岩手県	3	大阪府	46
宮城県	10	兵庫県	39
秋田県	1	奈良県	14
山形県	6	和歌山県	4
福島県	5	鳥取県	1
茨城県	18	島根県	1
栃木県	13	岡山県	11
群馬県	5	広島県	4
埼玉県	29	山口県	3
千葉県	32	徳島県	3
東京都	71	香川県	0
神奈川県	65	愛媛県	5
新潟県	12	高知県	1
富山県	5	福岡県	17
石川県	6	佐賀県	0
福井県	4	長崎県	5
山梨県	5	熊本県	10

長野県	18	大分県	1
岐阜県	7	宮崎県	3
静岡県	23	鹿児島県	2
愛知県	18	沖縄県	1
三重県	5	合計	576人

(平成18年11月15日現在)

4. 認証・登録事業者

都道府県別、認証・登録事業者数

都道府県	認証登録事業所数	都道府県	認証登録事業所数
北海道	29	滋賀県	37
青森県	10	京都府	4
岩手県	5	大阪府	96
宮城県	14	兵庫県	28
秋田県	0	奈良県	10
山形県	10	和歌山県	9
福島県	15	鳥取県	0
茨城県	24	島根県	8
栃木県	32	岡山県	20
群馬県	34	広島県	8
埼玉県	30	山口県	6
千葉県	22	徳島県	3
東京都	100	香川県	1
神奈川県	94	愛媛県	11
新潟県	27	高知県	6
富山県	8	福岡県	48
石川県	92	佐賀県	8
福井県	14	長崎県	8
山梨県	3	熊本県	29
長野県	62	大分県	14
岐阜県	13	宮崎県	3
静岡県	96	鹿児島県	10
愛知県	35	沖縄県	6
三重県	6	合計	1,139

(平成18年11月15日現在)

第4章 事業所アンケート調査結果

1. アンケート数

アンケート配布件数 130件

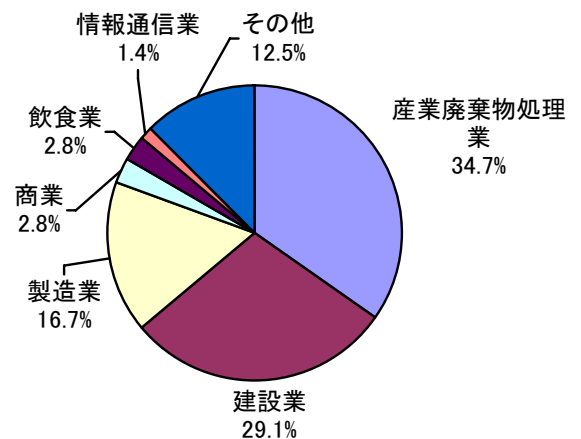
アンケート回収件数 72件

回収率% 55.4%

2. 回答企業のプロフィール

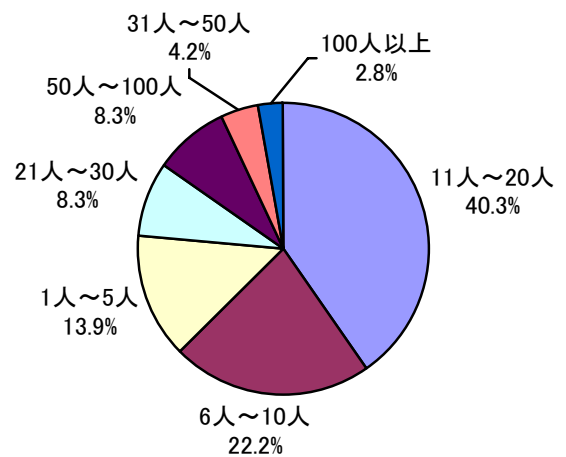
(1) 業種

摘 要	件 数	構成比 (%)
製造業	12	16.7
建設業	21	29.1
運送業	0	0.0
商業	2	2.8
観光業	0	0.0
飲食業	2	2.8
情報通信業	1	1.4
産業廃棄物処理業	25	34.7
その他	9	12.5
計	72	100.0



(2) 従業員数（パート等含む）：

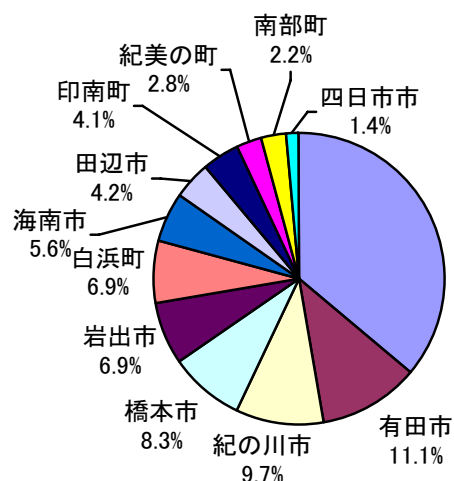
摘 要	件 数	構成比 (%)
1人～5人	10	13.9
6人～10人	16	22.2
11人～20人	29	40.3
21人～30人	6	8.3
31人～50人	3	4.2
50人～100人	6	8.3
100人以上	2	2.8
計	72	100.0



(3) 所在地（市・町名）：

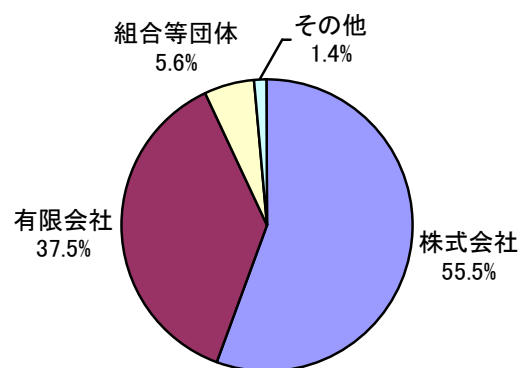
摘 要	件 数	構成比 (%)
和歌山市	26	36.1
橋本市	6	8.3
紀の川市	7	9.7
岩出市	5	6.9
海南市	4	5.6
有田市	8	11.1

田辺市	3	4.2
紀美の町	2	2.8
印南町	3	4.2
南部町	2	2.8
白浜町	5	6.9
四日市市	1	1.4
計	72	100.0



(4) 組織

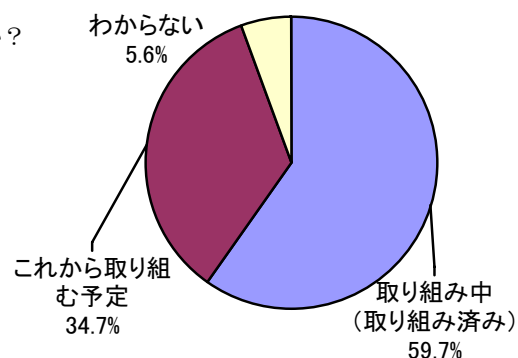
摘要	件数	構成比 (%)
株式会社	40	55.5
有限会社	27	37.5
組合等団体	4	5.6
NPO 法人	0	0.0
その他	1	1.4
計	72	100.0



3. 調査結果

問1 貴社等は、現在、環境に配慮する取り組みをしていますか？

摘要	件数	構成比 (%)
取り組み中（取り組み済み）	43	59.7
これから取り組む予定	25	34.7
関心がない	0	0.0
わからない	4	5.6
計	72	100.0



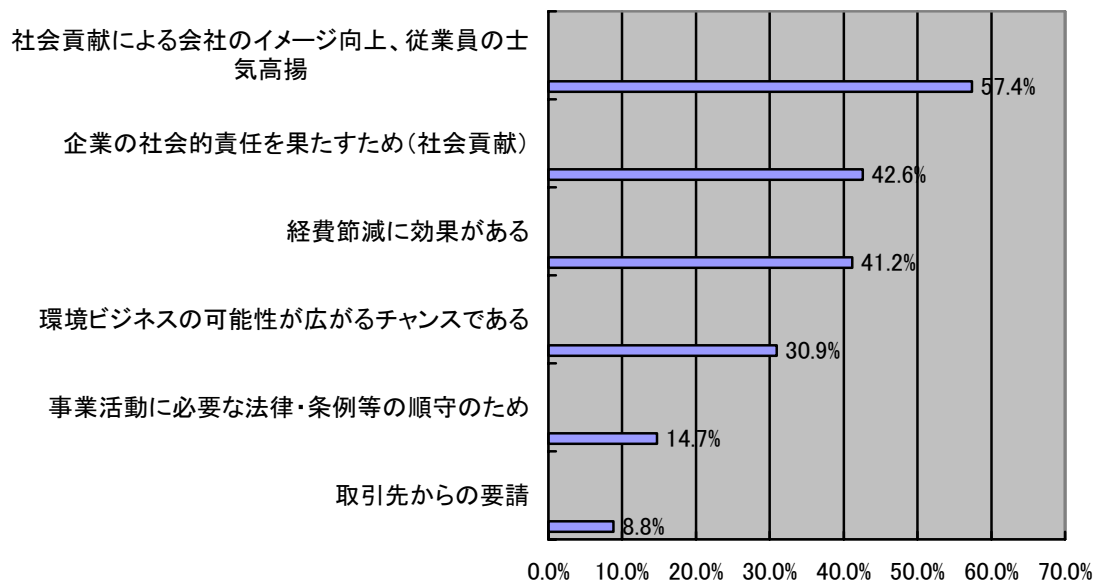
環境問題について何らかの対応をしている（取り組み中）企業は約60%、これから取り組むという事業所は約35%の合計約95%であり、企業の殆どは「環境問題」に関心を持っている。

問2 取り組み中（ならびに取り組み予定）の方にお尋ねします。

---取り組みの動機（理由）は何でしょうか？

摘要	件数	構成比 (%)
企業の社会的責任を果たすため（社会貢献）	29	42.6
社会貢献による会社のイメージ向上、従業員の士気高揚	39	57.4
環境ビジネスの可能性が広がるチャンスである	21	30.9
経費節減に効果がある	28	41.2
取引先からの要請	6	8.8

事業活動に必要な法律・条例等の順守のため	10	14.7
計	68	重複回答



環境問題に取り組み中（取り組み予定）の企業の動機（理由）は「社会貢献による会社のイメージ向上、従業員の士気高揚」が57.4%と高く、次いで「企業の社会的責任を果たすため」42.6%となっており、企業のモラルの高さが窺える。環境問題は省エネ・省資源対策が基本となるため、その対応ができれば「コスト削減」にもつながるため、「経費節減」が41.2%となっている。

問3 取り組み中の方におたずねします。

具体的な取り組み事項は何でしょうか？

イ：廃棄物の削減

摘 要	件 数	構成比 (%)
不良率の改善	2	4.7
製造に伴う資材ロスの削減	7	16.3
分別・選別の徹底	19	44.2
包装の簡易化・リサイクル	1	2.3
中古（製品、部品）の利用	5	11.6
原材料・包装資材等リサイクル	8	18.6
リサイクルが容易な製品の開発	6	14.0
廃材等の再資源化	17	39.5
使い捨て製品の使用・購入の抑制	9	20.9
生ゴミの資源化	2	4.7
計	43	重複回答

廃棄物の削減については、一番多いのが分別・選別の徹底（44.2%）、ついで廃材等の再資源化（39.5%）となっている。その他使い捨て製品の使用・購入抑制や資材ロスの削減など、工夫がみられる。

ロ：省エネ

摘 要	件 数	構成比 (%)
廃熱の回収利用	2	4.7
節電、節水	43	100.0
空調（暖房）温度管理の徹底	21	48.8
冷房（クールビズ）の徹底	23	53.5
省エネ型機器の導入	10	23.3
車のアイドリング抑制、低燃費車の導入	29	67.4
風力・太陽光発電などの自然エネルギー利用	4	9.3
自然光などを活用した建築物	3	7.0
計	43	重複回答

省エネ対策としては「節電・節水」が回答企業全て（100％）で行われている。ついで「車のアイドリング抑制」や「低燃費車の導入」。また05年から始まった「クールビズ」や「ウォームビズ」に取り組む企業も増加している。

ハ：グリーン調達

摘 要	件 数	構成比 (%)
環境負荷の少ない原材料・製品の調達	31	72.1
環境負荷を軽減する製造方法	4	9.3
無記入	15	34.9
計	43	重複回答

環境負荷の少ない資材・製品購入の認識が浸透しつつある。

ニ：公害防止

摘 要	件 数	構成比 (%)
低公害車の導入	6	11.6
公害防止機器の導入	7	16.3
代替エネルギーの利用（風力、太陽電池など）	5	11.6
無記入	31	72.1
計	43	重複回答

公害発生防止対策については低公害車の導入、公害防止機器の導入、風力・太陽電池の利用が一部企業で見られるものの、多くの企業（72.1％）ではまだ具体的な対応策ができていない。

ホ：教育・啓発

摘 要	件 数	構成比 (%)
①外部環境教育の受講、資格取得の奨励	8	18.6
②社内での環境教育の実施	31	72.1

③企業としての環境方針の制定	29	67.4
④環境担当部署、担当者の設置・任命	17	39.5
計	43	重複回答

社内での「環境教育（72.1%）」や「環境方針制定（67.4%）」が結構多く、「環境担当部署・担当者の設置」をしている企業も39.5%ある。

問4 取り組み予定の方は、どんな問題に取り組みを予定していますか？

摘 要	件 数	構成比 (%)
産業廃棄物の削減（産業廃棄物・ゴミ類）	21	84.0
リサイクル・省資源の推進（再資源化）	10	40.0
省エネルギーの推進（電気・水、ガス、灯油、重油、ガソリンなど）	19	76.0
グリーン調達の推進、対応	8	32.0
公害、地球温暖化防止	9	36.0
水質汚染、	3	12.0
大気汚染、	1	4.0
騒音、	4	16.0
振動、	4	16.0
悪臭、	1	4.0
土壌汚染、	0	0.0
CO2排出抑制、	7	28.0
オゾン層保護、	3	12.0
計	25	重複回答

今後環境問題に取り組む予定の企業では「産業廃棄物の削減（84%）」、「省エネの推進（76%）」、「リサイクル・省資源の推進（40%）」が多く、次いで「地球温暖化防止（36%）」で「CO2排出抑制」にも配慮したい意向が窺われる。

問5 取り組みに際して、問題や障害がありましたか？

---取り組み予定の方は、どんな問題や障害があるとお考えですか？

摘 要	件 数	構成比 (%)
コストがかかる（施設・設備機器の導入資金負担）	21	30.9
施設・設備機器の設置場所がない	8	11.8
生産効率の低下（記録、データ収集分析に手間がかかる）	7	10.3
モチベーションの低下（何かと手間がかかり、従業員の負担増加）	19	27.9
環境保護のための原料、資材等の供給量が不十分・不安定	3	4.4
製品コストアップによる販売価格への転嫁により売上げの減少	2	2.9
製品コストアップ分の価格転嫁困難による利益率減少	6	8.8
取引先との問題（仕入先、納入先の非協力）	0	0.0
人材（推進リーダー）・技術者（環境知識・ノウハウ）の不足	23	33.8
環境対策関連の情報不足	7	10.3
相談先が分からない	1	1.5
社内の理解・協力（トップ）が得られない	2	2.9
その他	2	2.9

計	68	重複回答
---	----	------

環境問題への取り組み（取り組み予定）についての問題（障害）では、「推進する人材・技術者・ノウハウ不足（33.8%）」、「コスト増（30.9%）」、「従業員への負担増加（27.9%）」が問題となっている。

問6 取り組みの結果、どのような成果がありましたか？

---取り組み予定の方は、どのような成果があるとお考えですか？

摘 要	件 数	構成比 (%)
会社の社会的責任（CSR）を果たすことができ、地域社会にも貢献できた	14	20.6
取引先に対する会社のイメージアップができた	27	39.7
新規のビジネスチャンスをつかむことができた	4	5.9
環境問題に対する社内の意識が高まった	26	38.2
廃棄物・ゴミの排出量が減少した	23	33.8
リサイクルによる省資源化がすすんだ	20	29.4
経費の節減になった（水道・光熱費、用紙等の使用量、資材ロスの減少）	19	27.9
公害防止、地球温暖化防止に貢献できた	18	26.5
特に効果がなかった	2	2.9
その他	5	7.3
計	68	重複回答

取り組みの結果（期待成果）の成果は「取引先に対する会社のイメージアップ（39.7%）」、「環境問題に対する社内の意識の高まり（38.2%）」、「廃棄物・ゴミの排出量減少（33.8%）」が多い。ついで「リサイクルによる省資源が進んだ（29.4%）」、「経費の節減（27.9%）」、「社会的責任の履行（20.6%）」などいろいろな効果が述べられている。

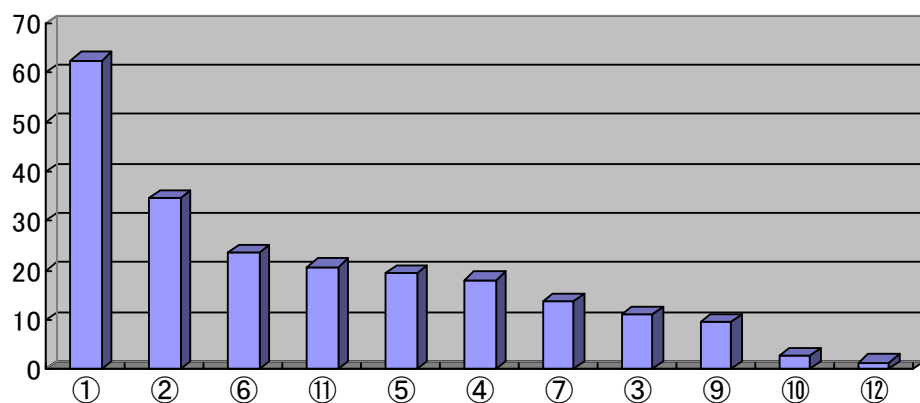
問7 環境問題に対して取り組みをしていない理由は何でしょうか？

摘 要	件 数	構成比 (%)
当面その必要を感じない（関心がない）	0	0.0
取り組むメリットがない（顧客確保、売り上げ、利益等に結びつかない）	0	0.0
業種的に具体的な対応策が困難	4	100.0
社内（トップ・幹部）の理解・協力が得られない	2	50.0
設備機器導入や運営の負担が大きい	0	0.0
施設・設備機器を設置する場所がない	3	75.0
製品のコストが増加する	0	0.0
従業員の負担が増加する	2	50.0
リサイクル製品の販路確保が難しい	0	0.0
環境配慮原料・資材の安定的購入が困難	0	0.0
人材（推進リーダー）・技術者（環境技術・ノウハウ）の不足	4	100.0
相談先がわからない	0	0.0
その他	1	25.0
計	4	重複回答

問 1 において、「環境問題に取り組みをしていない（わからないの回答）」のは4件であったが、本問での環境問題に取り組んでいない理由については、「具体的な対応困難業種」、「人材・技術・ノウハウ不足」、「施設・設備機器の設置場所なし」となっている。

問 8 貴事業所の活動は地域や地球全体の環境にどんな影響を与えていると思いますか

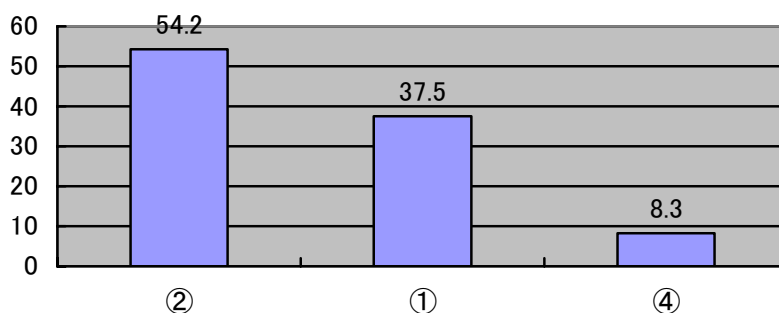
摘 要	件 数	構成比 (%)
①地球温暖化	4 5	6 2. 5
②オゾン層の破壊	2 5	3 4. 7
③酸性雨	8	1 1. 1
④大気汚染	1 3	1 8. 1
⑤河川・地下水の水質汚濁	1 4	1 9. 4
⑥騒音や振動	1 7	2 3. 6
⑦悪臭の発生	1 0	1 3. 8
⑧地下水汲み上げによる地盤沈下	0	0. 0
⑨化学物質による環境汚染	7	9. 7
⑩開発や整備に伴う自然破壊	2	2. 8
⑪大量廃棄物発生による資源浪費	1 5	2 0. 8
⑫その他	1	1. 4
計	7 2	重複回答



地球温暖化に関係すると思われる温室効果ガスは、直接目に見えないものであり、企業の諸活動を綿密に数値化する事は困難であるが、62.5%の企業が事業活動を通じて、「地球温暖化」に影響を与えていると感覚的に捉えているようである。次に「オゾン層破壊」に間接的に影響を与えているのではないかと考えている企業が34.7%。そして隣近所等に「騒音・振動」の迷惑をかけている23.6%、「大量廃棄物発生による資源浪費」20.8%、「大気汚染」18.1%、「悪臭の発生」13.8%等となっている。これらのアンケート結果をみると、一企業では如何ともしがたいものもあるが、企業の自己努力に加え、行政、地域が協調すれば地球環境への負荷低減になる項目も多い。

問 9 地球温暖化防止対策として、二酸化炭素など6つの温室効果ガスの排出削減義務などを定めた、地球の生態系全体が存続するための「地球との約束」ともいうべき「京都議定書（平成17年2月発効）」の意義について

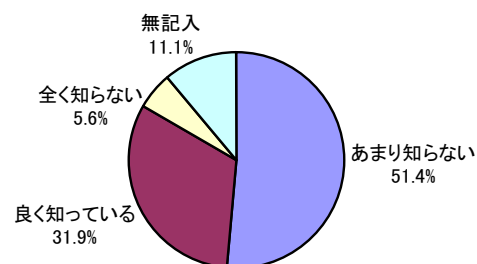
摘 要	件 数	構成比 (%)
①良く理解している	27	37.5
②京都議定書が定められた事は聞いたことがあるがよく知らない	39	54.2
③あまり関心がないので知らない	0	0.0
④無記入	6	8.3
計	72	100.0



京都議定書については、54.2%の企業がその目的・内容等についてよく知らないと答えている。

問 10 京都議定書によって、平成20年（1908）から24年（1912）の5年間に、温室効果ガスを平成2年（1990）時点比で年平均6%以上の排出削減をすることについて

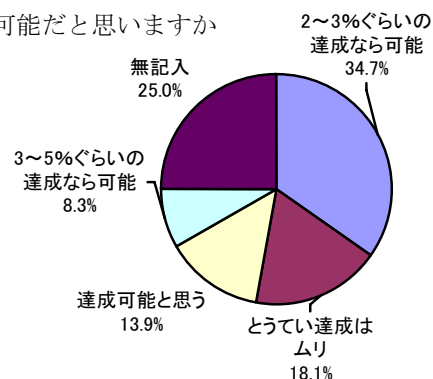
摘 要	件 数	構成比 (%)
良く知っている	23	31.9
あまり知らない	37	51.4
全く知らない	4	5.6
無記入	8	11.1
計	72	100.0



企業の51.4%が温室効果ガスの削減について、日本の義務（6%削減）を理解していない（知らない）ようである。

問 11 現在の社会経済活動の中で、「温室効果ガス6%削減」は可能だと思いますか

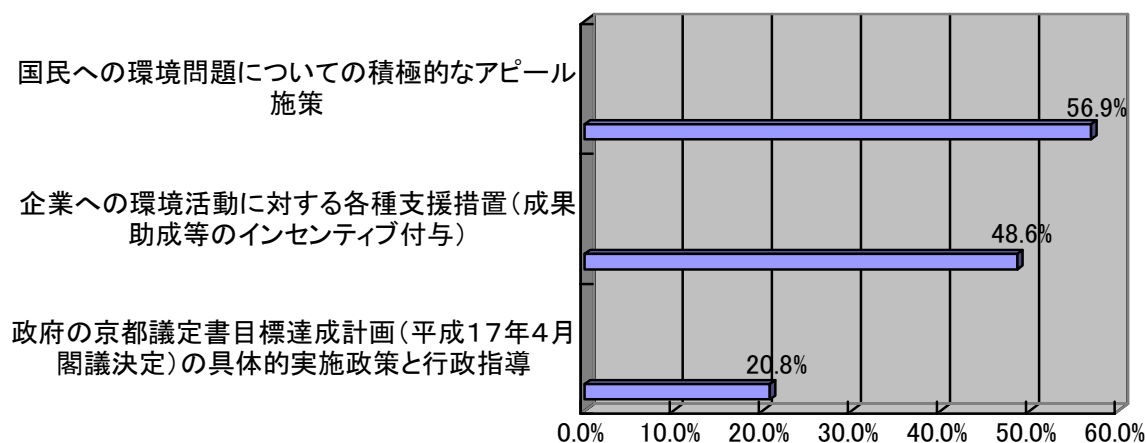
摘 要	件 数	構成比 (%)
達成可能と思う	10	13.9
3～5%ぐらいの達成なら可能	6	8.3
2～3%ぐらいの達成なら可能	25	34.7
とうてい達成はムリ	13	18.1
無記入	18	25.0
計	72	100.0



6%の削減可能と答えたのは13.9%。61%はムリ又は6%以下と考えている。34.7%の企業は精々2～3%の達成と考えているのは問題である。

問12 6%達成するためには何が必要と思いますか

摘 要	件 数	構成比 (%)
政府の京都議定書目標達成計画（平成17年4月閣議決定）の具体的実施政策と行政指導	15	20.8
企業への環境活動に対する各種支援措置（成果助成等のインセンティブ付与）	35	48.6
国民への環境問題についての積極的なアピール施策	41	56.9
計	72	重複回答



前問では6%達成に悲観的な回答した企業は61.1%。これから日本においても、世界の諸国においても、京都議定書の確実な履行に向けての取り組みが始まるのであるが、効果を上げるためには先ず国における環境問題に対するスタンスの強化が問題となっている。先ず環境の重大性のアピール（56.9%）、企業へのインセンティブ（48.6%）、京都議定書の主旨と国民の義務についてのPR（20.8%）が要求されている。

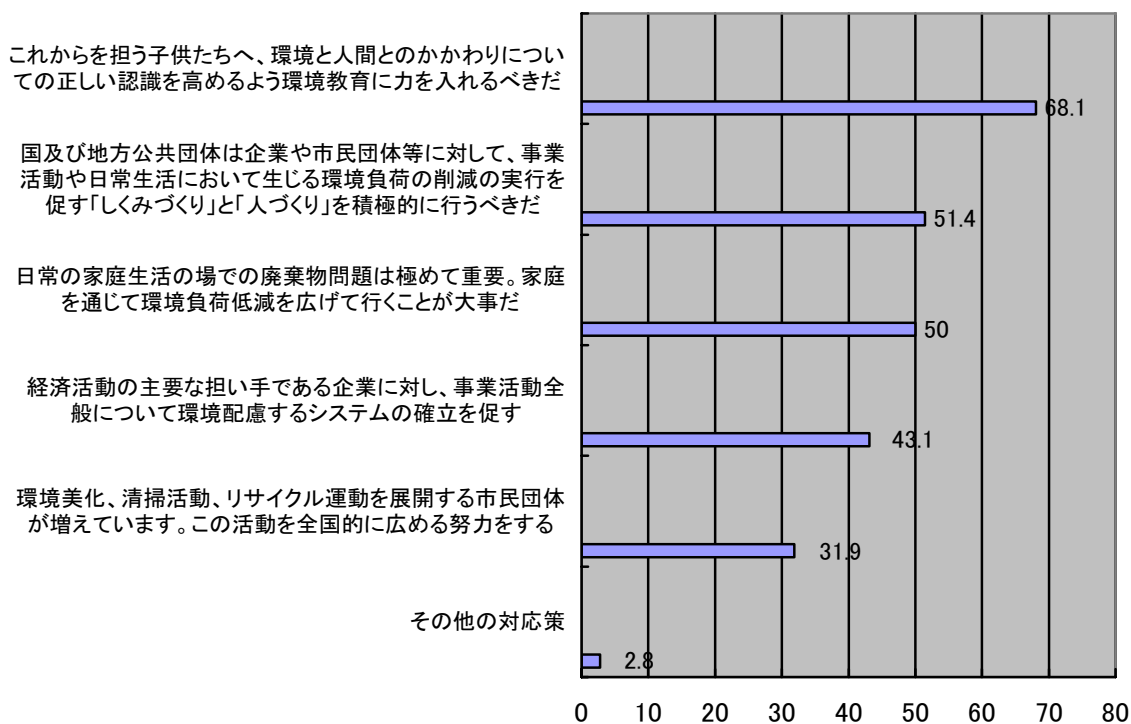
問13 京都議定書による削減目標期間（平成20～24年）が過ぎても、地球環境保全活動は持続しなければなりません。そのためには、どんな対応が有効と思いますか。○はいくつでもかまいませんが、特に重要と思われる事項には◎を付けて下さい

摘 要	件 数	構成比 (%)
国及び地方公共団体は企業や市民団体等に対して、事業活動や日常生活において生じる環境負荷の削減の実行を促す「しくみづくり」と「人づくり」を積極的に行うべきだ	37	51.4
経済活動の主要な担い手である企業に対し、	31	43.1

事業活動全般について環境配慮するシステムの確立を促す		
環境美化、清掃活動、リサイクル運動を展開する市民団体が増えています。この活動を全国的に広める努力をする	23	31.9
これからを担う子供たちへ、環境と人間とのかかわりについての正しい認識を高めるよう環境教育に力を入れるべきだ	49	68.1
日常の家庭生活の場での廃棄物問題は極めて重要。家庭を通じて環境負荷低減を広げて行くことが大事だ	36	50.0
その他の対応策	2	2.8
計	72	重複回答

その他の対応策としては、「環境税の導入と環境意識の向上と具体的方針」。

「ドイツが現時点で環境対策に効果をあげているが、日本も見習うべきシステムを導入すべきである」。との意見があった。



京都議定書の締約国には温暖化ガスの最大の排出国であるアメリカや、急速な経済発展を遂げつつある中国、更にインドが加盟していない。5年間で地球温暖化問題が解消するわけではない。世界において、2013年からの何らかの規制も必要であると共に企業や国民に対する将来に渡っての対応策が必要と思われる。このことについて、回答の多かったのは「子供達への環境教育(68.1%)」、「環境負荷削減のしくみづくり・ひとづくり(51.4%)」、「廃棄物削減(50%)」等に力を入れるべきとの回答が多い。

問 1 3 の質問項目のうち、特に重要と思われる事項

特に重要と回答のあった項目は、「子供達への環境教育」、「国及び地方公共団体の環境負荷削減の仕組みづくり」に力を入れることと、「企業活動での環境配慮システム確立」を促すことであった。

摘 要	件 数	構成比 (%)
国及び地方公共団体は企業や市民団体等に対して、事業活動や日常生活において生じる環境負荷の削減の実行を促す「しくみづくり」と「人づくり」を積極的に行うべきだ	1 0	3 8 . 5
経済活動の主要な担い手である企業に対し、事業活動全般について環境配慮するシステムの確立を促す	4	1 5 . 4
環境美化、清掃活動、リサイクル運動を展開する市民団体が増えています。この活動を全国的に広める努力をする	0	0 . 0
これからを担う子供たちへ、環境と人間とのかわりについての正しい認識を高めるよう環境教育に力を入れるべきだ	1 2	4 6 . 1
日常の家庭生活の場での廃棄物問題は極めて重要。家庭を通じて環境負荷低減を広げて行くことが大事だ	0	0 . 0
その他	0	0 . 0
計	2 6	

問 1 4 環境問題の取り組みにあたり、希望する支援についてお尋ねします。

(以下、1 から 9 までは○で囲むか、詳細項目がある設問はアからカの該当項目に○をつけてください)

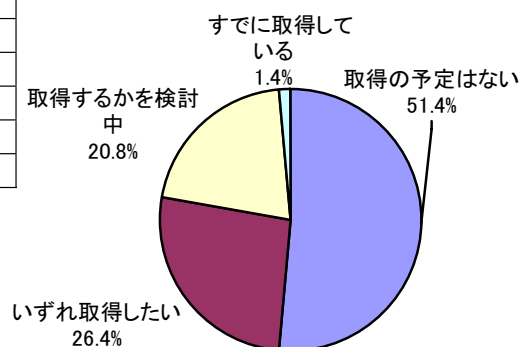
摘 要	件 数	構成比 (%)
情報の提供		
環境関連法や規制に関する情報支援	3 3	4 5 . 8
環境対応技術支援情報	1 2	1 6 . 7
業界動向	7	9 . 7
先進事例紹介	1 5	2 0 . 8
講習会開催	2 4	3 3 . 3
小計	9 1	
公的な資金援助や公的資格取得企業へのメリット付与		
設備機器導入支援	2 9	4 0 . 3
ISO などの認証取得	8	1 1 . 1
エコアクション 2 1 取得	3 1	4 3 . 1
環境配慮製品販売への支援	1 0	1 3 . 9
小計	7 8	
指導専門家等人材の派遣、相談窓口の充実	1 2	1 6 . 7
環境へ配慮したコストに対する税制面での優遇	3 0	4 1 . 7

リサイクルシステム等のインフラ整備	13	18.1
環境関連の法律・条令の一層の整備	6	8.3
社会各層への環境教育の徹底	18	25.0
特に希望はない	0	0.0
計	72	重複回答

回答のあつた殆どの企業においては、環境問題への取り組みは必要と認識しているが、更に効果ある取り組みをするためには、国等に支援の要請希望がある。項目で多いのは ①環境関連法や規制に関する情報提供（45.8%）、②エコアクション取得支援（43.1%）、③環境負荷低減投資に対する税制面での優遇（41.7%）、④設備機器導入への資金支援（40.3%）、⑤環境問題への取り組みの仕方についての講習会（33.3%）、⑥社会各層への環境教育の徹底（25%）等の希望が回答されている。

問15 環境に関する国際規格ISO14001の認証取得状況についてお尋ねします

摘 要	件 数	構成比 (%)
すでに取得している	1	1.4
現在、取得に向け準備中	0	0.0
取得するかを検討中	15	20.8
いずれ取得したい	19	26.4
取得の予定はない	37	51.4
計	72	100.0



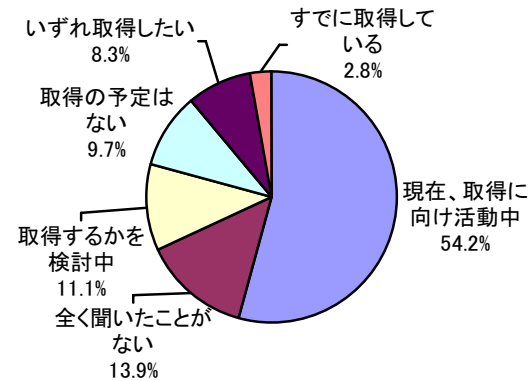
国際規格の環境マネジメントシステム14001の取得企業は1社である。「何れ取得したい」は26.4%あるが、51.4%の企業は「取得の予定はない」と回答している。

問16 品質に関する国際規格ISO9001、危険分析重要管理点HACCP、環境報告書の作成、環境会計導入などを取得または実施している事業所はその名称をお書きください

- 今回の調査による企業において、ISO14001取得は1社である。その他の環境関連の環境報告書、環境会計の取り入れ企業はなかった。

問 1 7 環境に関する国内規格エコアクション 2 1（環境省策定による環境活動評価プログラム）についてお尋ねします

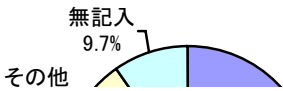
摘 要	件 数	構成比 (%)
全く聞いたことがない	1 0	1 3. 9
すでに取得している	2	2. 8
現在、取得に向け活動中	3 9	5 4. 2
取得するかを検討中	8	1 1. 1
いずれ取得したい	6	8. 3
取得の予定はない	7	9. 7
計	7 2	1 0 0. 0



問 1 6 においては、ISO 14001 についての取得準備中の企業はなかったが、環境 ISO の国内版ともいえるべき「エコアクション 2 1」については、予想より認識が深く、5 4. 2 % の企業が取得の準備に取り組んでいる。E A 2 1 については取得の検討、何れ取得したいを入れると約 7 4 % の企業が導入することとなりそうである。

問 1 8 環境負荷削減の実例について、貴社が取り組んでおられる、省資源・リサイクル関係の効果のあつた実例を差し支えなければお教え頂けませんか。（実例として紹介をしてゆきます。）

- ・ファンインペラーカットや低圧損濾布（バックフィルター用）採用による電力節減。
- ・各種調整弁の自動運転化による効率操業。
- ・車のアイドリング中止。
- ・水の使用削減。
- ・紙の裏利用。
- ・電気の使用削減
- ・風力・太陽光発電による省エネルギーの活用。
- ・化石燃料の削減。
- ・産業廃棄物のリサイクル活動。
- ・粗選別工程を手順化することで効率的な作業が可能となり、処理時間の平準化が図られた。
- ・コピー用紙の裏面使用・節電・節水・リサイクル・書類等の整理整頓は、相当レベルに進んでいる。
- ・コピー用紙の削減については、郵便物・書類・チラシ等の裏面が白い用紙をコピー用に使用している。
- ・現場で発生する残材の一部を杭や栈木として再利用している結果、少しか木の処理が減っている。
- ・運送業へのデジタルタコグラフの導入への支援、活用支援をしており、導入支援した事業所はほと



んど5%～10%ノン燃料の節約ができています。

問19 環境関連ビジネスについてお尋ねします

1 環境ビジネスについての関心をお持ちですか？

摘 要	件 数	構成比 (%)
持っている	39	54.2
関心ない	19	26.4
その他	7	9.7
無記入	7	9.7
計	72	100.0

環境対策には人的・金銭的な負担がかかるのであるが、それをビジネスチャンスと捉えて、事業化を考えている企業も54.2%ある。

2 取り扱い中または関心のある環境関連ビジネスの分野は何ですか？

- ・塩ビパイプ（VE）のリサイクル。
- ・産業廃棄物処理業。
- ・太陽光・風力・水力発電機の販売。
- ・代替エネルギー（特に太陽光発電）。
- ・土壌汚染防止。
- ・新エネルギー。
- ・建設混合廃棄物の再資源化。
- ・廃プラスチックの燃料化。
- ・リサイクル業。
- ・デジタルタコグラフの導入支援
- ・人工林の荒廃防止、ダイオキシン類の排出防止。

3 環境関連ビジネスに関心をお持ちの理由は？

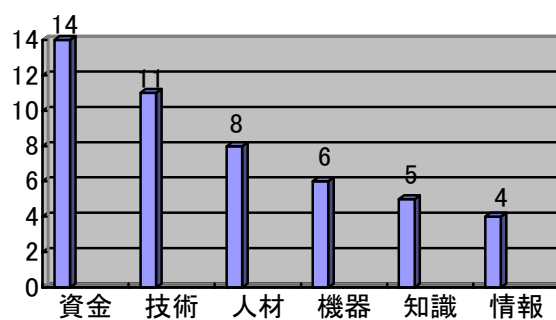
- ・地球全体の負荷の低減。
- ・地球人としての使命。
- ・今後、需要が増大すると思われるから。
- ・マーケットが存在するから。
- ・建設混合廃棄物の再資源化は難しく施設の数も少ないので。
- ・業務拡大のため。
- ・着実にビジネス分野が大きくなっている。

4 環境関連ビジネス参入の課題は何ですか？

資金 14 件、知識 5 件、人材 8 件、技術 11 件、機器 6 件、情報等 4 件。

環境関連ビジネスの商品が費用対効果の面で採算がとりにくい。

課 題	件 数	課 題	件 数
資金	14 件	機器	6 件
技術	11 件	知識	5 件
人材	8 件	情報	4 件



問 20 自由意見

環境問題についての、ご意見、ご提案がありましたらお書き下さい。

- ・当社は小企業なので環境対策はコストアップになる。エコに取り組んでいない大企業に価格競争で負ける。
- ・すぐに効果のでる問題ではないので、根気よく持続性を持って取り組むべきと考える。
- ・あらゆる機会に環境問題を組み込んだ活動が必要と思う。
- ・エコ商品は、少し割高なので購入をためらうことがある。
- ・CO₂ の削減が地球人として最大の問題であると思う。1日もでも早く「環境税」を導入すべきである。
- ・環境問題については、今自動車業界は大変な時期に来ていると思う、勉強してかからねばと思い自動車振興会を通じ勉強している、現在環境対策を推進している得意先工場にはエントリーしている。

地球環境保全への配慮に関するアンケート調査

ご協力のお願い

今、地球環境保全是、全ての人たちにとってもつとも重要な課題となっています。豊かで住み良い社会構築のためには、日頃の諸活動において環境負荷（資源・エネルギー使用・廃棄物排出）を減らすとともに、環境に配慮した製品やサービスの提供に努め、持続的発展が可能な循環型社会の実現に向けて、企業の活動とともに、一人一人の自覚と実践が求められています。

そこでこのたび、私たちの団体では地球環境保全問題について、皆様方のご意見をお聞きすることとなりました。とりまとめましたご意見につきましては、「環境問題の現状と対応」として行政や企業に提言したいと考えています。

尚、ご回答いただいた内容は、すべて統計的に処理し、個々の内容について公表することはありませんのでご協力よろしくお願いいたします。

平成18年8月

社団法人 中小企業診断協会和歌山県支部

支部長 奥村博志 (073-428-7370)

事業所の概要と業種等について

1 貴社の概況についてお尋ねします。

- ・業種：製造業・建設業・運送業・商業・観光業・飲食業・情報通信業・
産業廃棄物処理業・その他（ ）
- ・従業員数（パート等含む）： 人
- ・所在地（市・町名）：
- ・組織：株式会社・有限会社・組合等団体・NPO 法人・その他（ ）

II 質問に対する回答の仕方について

- ◆回答は該当する番号全て（いくつでも結構です）に○をつけてください。
◆回答の仕方がわかりにくい場合は、その欄にメモを添えてご記入してください。
◆回答は、恐れいりますが社団法人小企業診断協会和歌山県支部宛FAXで
お送りください。

FAX 番号 073-423-7737

問1 貴社等は、現在、環境に配慮する取り組みをしていますか？

- 1 取り組み中（取り組み済み）-----問2へ進んでください
- 2 これから取り組む予定-----問2へ進んでください
- 3 関心がない-----問7へ進んでください
- 4 わからない-----問7へ進んでください

問2 取り組み中(ならびに取り組み予定)の方にお尋ねします。

---取り組みの動機（理由）は何でしょうか？

- 1 企業の社会的責任（CSR）を果たすため（社会貢献）
- 2 社会貢献による会社のイメージ向上、従業員の士気高揚
- 3 環境ビジネスの可能性が広がるチャンスである
- 4 経費節減に効果がある
- 5 取引先からの要請
- 6 事業活動に必要な法律・条例等の順守（コンプライアンス）のため

問3 取り組み中の方におたずねします。

具体的な取り組み事項は何でしょうか？

イ：廃棄物の削減

- | | |
|-------------------|------------------|
| 1 不良率の改善 | 2 製造に伴う資材ロスの削減 |
| 3 分別・選別の徹底 | 4 包装の簡易化・リサイクル |
| 5 中古（製品、部品）の利用 | 6 原材料・包装資材等リサイクル |
| 7 リサイクルが容易な製品の開発 | 8 廃材等の再資源化 |
| 9 使い捨て製品の使用・購入の抑制 | 10 生ゴミの資源化 |

ロ：省エネ

- | | |
|-------------------------|-----------------------|
| 11 廃熱の回収利用 | 12 節電、節水 |
| 13 空調（暖房）温度管理の徹底 | 14 冷房（クール・ビズ）の徹底 |
| 15 省エネ型機器の導入 | 16 車のアイドリング抑制、低燃費車の導入 |
| 17 風力・太陽光発電などの自然エネルギー利用 | |
| 18 自然光などを活用した建築物 | |

ハ：グリーン調達

- 19 環境負荷の少ない原材料・製品の調達
- 20 環境負荷を軽減する製造方法

ニ：公害防止

- 21 低公害車の導入
- 22 公害防止機器の導入
- 23 代替エネルギーの利用（風力、太陽電池など）

ホ：教育・啓発

- | | |
|----------------------------|--------------------|
| 24 外部環境教育の受講、資格取得の奨励
実施 | 25 社内での環境教育の
実施 |
|----------------------------|--------------------|

- 2 6 企業としての環境方針の制定
- 2 7 環境担当部署、担当者の設置・任命
- 2 8 その他 ()

問 4 取り組み予定の方は、どんな問題に取り組みを予定していますか？

- 1 産業廃棄物の削減（産業廃棄物・ゴミ類）
- 2 リサイクル・省資源の推進（再資源化）
- 3 省エネルギーの推進（電気・水、ガス、灯油、重油、ガソリン等）
- 4 グリーン調達の推進、対応
- 5 公害、地球温暖化防止（ ）を○で囲んでください
（ 水質汚染、大気汚染、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、CO₂ 排出抑制、オゾン層保護、その他 ）
- 6 その他 ()

問 5 取り組みに際して、問題や障害がありましたか？

---取り組み予定の方は、どんな問題や障害があるとお考えですか？

- 1 コストがかかる（施設・設備機器の導入資金負担）
- 2 施設・設備機器の設置場所がない
- 3 生産効率の低下（記録、データ収集分析に手間がかかる）
- 4 モチベーションの低下（何かと手間がかかり、従業員の負担増加）
- 5 環境保護のための原料、資材等の供給量が不十分・不安定
- 6 製品コストアップによる販売価格への転嫁により売り上げの減少
- 7 製品コストアップ分の価格転嫁困難による利益率減少
- 8 取引先との問題（仕入先、納入先の非協力）
- 9 人材（推進リーダー）・技術者（環境知識・ノウハウ）の不足
- 1 0 環境対策関連の情報不足
- 1 1 相談先が分からない
- 1 2 社内の理解・協力（トップ）が得られない
- 1 3 その他 ()

問 6 取り組みの結果、どのような成果がありましたか？

---取り組み予定の方は、どのような成果があるとお考えですか？

- 1 会社の社会的責任（CSR）を果たすことができ、地域社会にも貢献できた
- 2 取引先に対する会社のイメージアップができた
- 3 新規のビジネスチャンスをつかむことができた
- 4 環境問題に対する社内の意識が高まった
- 5 廃棄物・ゴミの排出量が減少した
- 6 リサイクルによる省資源化がすすんだ

- 7 経費の節減になった（水道・光熱費、用紙等の使用量、資材ロスの減少）
- 8 公害防止、地球温暖化防止に貢献できた
- 9 特に効果がなかった
- 10 その他（ ）

問7 環境問題に対して取り組みをしていない理由は何でしょうか？

- 1 当面その必要を感じない（関心がない）
- 2 取り組むメリットがない（顧客確保、売り上げ、利益等に結びつかない）
- 3 業種的に具体的な対応策が困難
- 4 社内（トップ・幹部）の理解・協力が得られない
- 5 設備機器導入や運営の負担が大きい
- 6 施設・設備機器を設置する場所がない
- 7 製品のコストが増加する
- 8 従業員の負担が増加する
- 9 リサイクル製品の販路確保が難しい
- 10 環境配慮原料・資材の安定的購入が困難
- 11 人材（推進リーダー）・技術者（環境技術・ノウハウ）の不足
- 12 相談先がわからない
- 13 その他（ ）

問8 貴事業所の活動は地域や地球全体の環境にどんな影響を与えていると思いますか

- イ 地球温暖化 ロ オゾン層の破壊 ハ 酸性雨 ニ 大気汚染
- ホ 河川・地下水の水質汚濁 ヘ 騒音や振動 ト 悪臭の発生
- チ 地下水汲み上げによる地盤沈下 リ 化学物質による環境汚染
- ヌ 開発や整備に伴う自然破壊 ル 大量廃棄物発生による資源浪費
- オ その他（ ）

問9 地球温暖化防止対策として、二酸化炭素など6つの温室効果ガスの排出削減義務などを定めた、地球の生態系全体が存続するための「地球との約束」ともいうべき「京都議定書（平成17年2月発効）」の意義について

- イ 良く理解している・・・次問へ
- ロ 京都議定書が定められた事は聞いたことがあるがよく知らない
- ハ あまり関心がないので知らない

問10 京都議定書によって、平成20年から24年の5年間に於いて、温室効果ガスを平成2年時点比で年平均6%以上の排出削減をすることについて

- イ 良く知っている・・・次問へ
- ロ あまり知らない
- ハ 全く知らない

問 1 1 現在の社会経済活動の中で、「温室効果ガス 6 %削減」は可能だと思いますか

- イ 達成可能と思う
- ロ 3～5 %ぐらいの達成なら可能
- ハ 2～3 %ぐらいの達成なら可能
- ニ どうてい達成はムリ

問 1 2 6 %達成するためには何が必要と思いますか

- イ 政府の京都議定書目標達成計画（平成 1 7 年 4 月閣議決定）の具体的実施政策と行政指導
- ロ 企業への環境活動に対する各種支援措置（成果助成等のインセンティブ付与）
- ハ 国民への環境問題についての積極的なアピール施策

問 1 3 京都議定書による削減目標期間（平成 2 0 ～ 2 4 年）が過ぎても、地球環境保全活動は持続しなければなりません。そのためには、どんな対応が有効と思いますか。○はいくつでもかまいませんが、特に重要と思われる事項には◎を付けて下さい

- イ 国及び地方公共団体は企業や市民団体等に対して、事業活動や日常生活において生じる環境負荷の削減の実行を促す「しくみづくり」と「人づくり」を積極的に行うべきだ
- ロ 経済活動の主要な担い手である企業に対し、事業活動全般について環境配慮するシステムの確立を促す
- ハ 環境美化、清掃活動、リサイクル運動を展開する市民団体が増えています。この活動を全国的に広める努力をする
- ニ これからを担う子供たちへ、環境と人間とのかかわりについての正しい認識を高めるよう環境教育に力を入れるべきだ
- ホ 日常の家庭生活の場での廃棄物問題は極めて重要。家庭を通じて環境負荷低減を広げて行くことが大事だ
- ヘ その他の対応策（ ）

問 1 4 環境問題の取り組みにあたり、希望する支援についてお尋ねします。（以下、1 から 9 までを○で囲むか、詳細項目がある設問はアからカの該当項目に○をつけてください）

- 1 情報の提供
 - ア 環境関連法や規制に関する情報支援 イ 環境対応技術支援情報
 - ウ 業界動向 エ 先進事例紹介 オ 講習会開催
 - カ その他（ ）
- 2 公的な資金援助や公的資格取得企業へのメリット付与
 - ア 設備機器導入支援 イ ISO などの認証取得 ウ エコアクション

3 指導専門家等人材の派遣、相談窓口の充実
4 環境へ配慮したコストに対する税制面での優遇
5 リサイクルシステム等のインフラ整備
6 環境関連の法律・条令の一層の整備
7 社会各層への環境教育の徹底
8 特に希望はない
9 その他

1	すでに取得している	2	現在、取得に向け準備中
3	取得するかを検討中	4	いずれ取得したい
5	取得の予定はない		

(名称)

1	全く聞いたことがない	2	すでに取得している
3	現在、取得に向け活動中	4	取得するかを検討中
5	いずれ取得したい	6	取得の予定はない
7	その他（ ）		

[illegible]

環境関連ビジネスについて

- 1 環境ビジネスについての関心をお持ちですか？
持っている 関心ない
- 2 取り扱い中または関心のある環境関連ビジネスの分野は何ですか？
()
- 3 環境関連ビジネスに関心をお持ちの理由は？
()
- 4 環境関連ビジネス参入の課題(資金、技術、知識、人材、機器、情報等)は何ですか？
()

問 1 9 自由意見

環境問題についての、ご意見、ご提案がありましたらお書き下さい。

※ご協力ありがとうございました。

ご回答いただきました事業所様において、ご希望の場合は後日調査報告書をお送りさせていただきます。また、記述内容について確認させていただく場合がございますので、貴事業所の所在等を次にご記入お願いします。

企業名	
連絡先住所	〒
電話番号	
ご記入者氏名	

第5章 地方公共団体アンケート調査結果

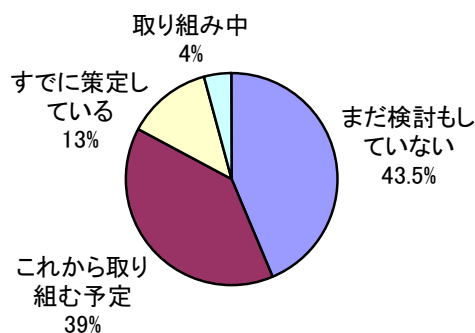
1. アンケート数

アンケート配布団体数	30 団体
アンケート回収団体数	23 団体
回収率%	76.7%

2. 調査結果

問1 第三次環境基本計画（平成18年4月7日閣議決定）及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年10月公布）に基づく温暖化対策並びに貴団体地域の環境保全計画策定に取り組んでいますか？

摘 要	件 数	構成比 (%)
すでに策定している	3	13.0
取り組み中	1	4.3
これから取り組む予定	9	39.2
まだ検討もしていない	10	43.5
計	23	100.0

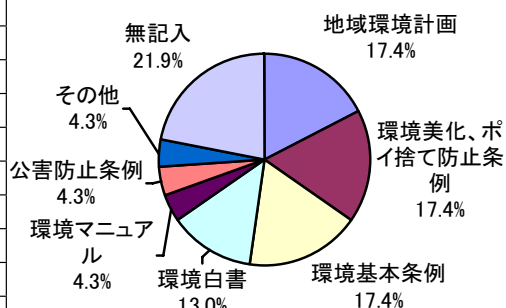


第三次環境基本計画では、『地球環境は有限な公共財』と位置づけ、『環境問題は地球上の複雑な因果関係によって発生する。企業や国民の環境保全活動のみに任せるわけにはいかない。国は環境保全への意欲が国民等も含めて適切に実践できるよう国や地方公共団体、国民それぞれに役割を分担しながら環境問題に取り組む』。としており、地方公共団体の役割と参画を明示している。

今回の調査ではその主旨にそって「環境保全計画」を策定しているのは3団体、取組中1団体、これから取り組む予定9団体。となっているが、半分近くの10団体においてはまだ検討もしていないとの回答結果であった。

問2 既に策定している団体では、どんな環境対策を策定しましたか？ 取り組み中ならびに取り組む予定の方にもどんな策定をお考えかお尋ねします。

摘 要	件数	構成比 (%)
環境基本条例	4	17.4
環境マニュアル	1	4.3
地域環境計画	4	17.4
環境白書	3	13.0
公害防止条例	1	4.3
環境美化、ポイ捨て防止条例	4	17.4
廃棄物リサイクル関連条例	0	0
その他	1	4.3
無記入	5	21.9
計	23	100.0

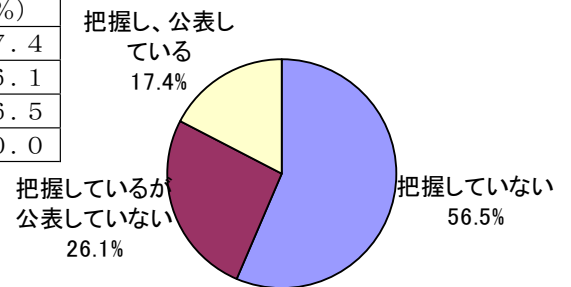


・その他は温暖化防止実行計画（1件）

地域の環境保全計画を策定または今後策定を考えている団体における環境対策では、環境基本条例、地域環境計画、環境美化・ポイ捨て防止条例がそれぞれ4団体、環境白書3団体となっている。

問3 貴団体の二酸化炭素排出量について

摘 要	件 数	構成比 (%)
把握し、公表している	4	17.4
把握しているが公表していない	6	26.1
把握していない	13	56.5
計	23	100.0

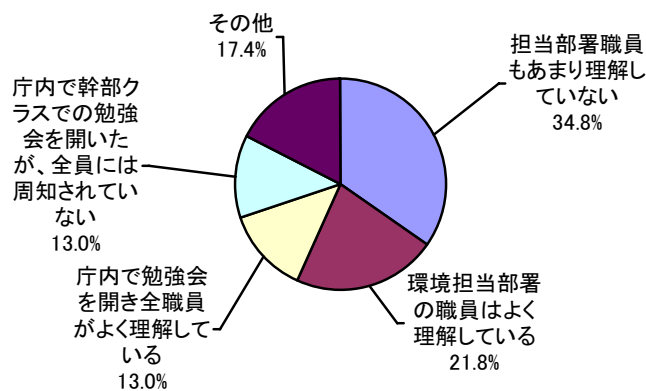


二酸化炭素（CO₂）の排出量については団体、事業所（CO₂ 一定以上排出の企業）は環境省の排出量算定ガイドライン（環境省地球環境局）に基づいて算出する事となっているが、把握・公表団体は4、把握しているが公表していない団体が6。把握していない団体が13となっている。

問4 平成17年（2005）2月に発効した「京都議定書」の意義について

摘 要	件 数	構成比 (%)
庁内で勉強会を開き全職員がよく理解している	3	13.0
庁内で幹部クラスでの勉強会を開いたが、全員には周知されていない	3	13.0
環境担当部署の職員はよく理解している	5	21.8
担当部署職員もあまり理解していない	8	34.8
その他	4	17.4
計	23	100.0

・その他はまだ議論の課題に挙がっていない（4件）

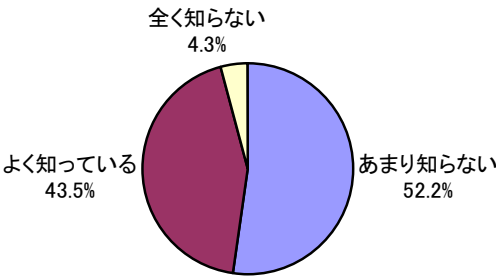


「京都議定書」については、環境担当部署の職員はよく理解している団体は5、担当

部署であるがあまり理解していないのが8団体。京都議定書の目的・日本の役割等理解しているのは約半数弱である。

問5 京都議定書によって、平成20年（2008）から24年の5年間に、温室効果ガスを平成2年時点比で年平均6%以上の排出削減することについて（回答者のあなたは）

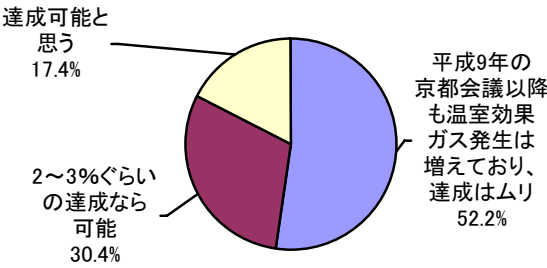
摘 要	件 数	構成比 (%)
よく知っている	10	43.5
あまり知らない	12	52.2
全く知らない	1	4.3
計	23	100.0



このアンケートに答えていただいた団体の方では、日本は平成20年から二酸化炭素等温室効果ガスを年間6%削減努力することになっていることをよく知っている10人、あまり知らない・全く知らないが13人であった。

問6 現在の社会経済活動の中で、「温室効果ガス6%削減」は可能だと思いますか？（回答者のあなたは）

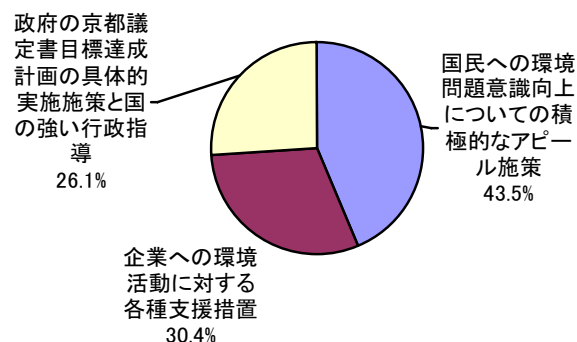
摘 要	件 数	構成比 (%)
達成可能と思う	4	17.4
3～5%の達成なら可能	0	0.0
2～3%ぐらいの達成なら可能	7	30.4
平成9年の京都会議以降も温室効果ガス発生は増えており、達成はムリ	12	52.2
計	23	100.0



問4では京都議定書の意義については半数以上が知らないとの回答。また問5での温室効果ガスの6%削減についても半数以上が知らないとの回答であったが、本問での6%達成可能かということでは、「可能と思っているのは4人」。今の日本の状況では、温室効果ガス発生が増えており、「達成はムリと考えている人が52%の12人」である。

問7 6%削減を達成するためにはどんな施策が必要と思いますか（回答者のあなたは）

摘 要	件 数	構成比 (%)
政府の京都議定書目標達成計画の具体的実施施策と国の強い行政指導	6	26.1
企業への環境活動に対する各種支援措置	7	30.4
国民への環境問題意識向上についての積極的なアピール施策	10	43.5
計	23	100.0

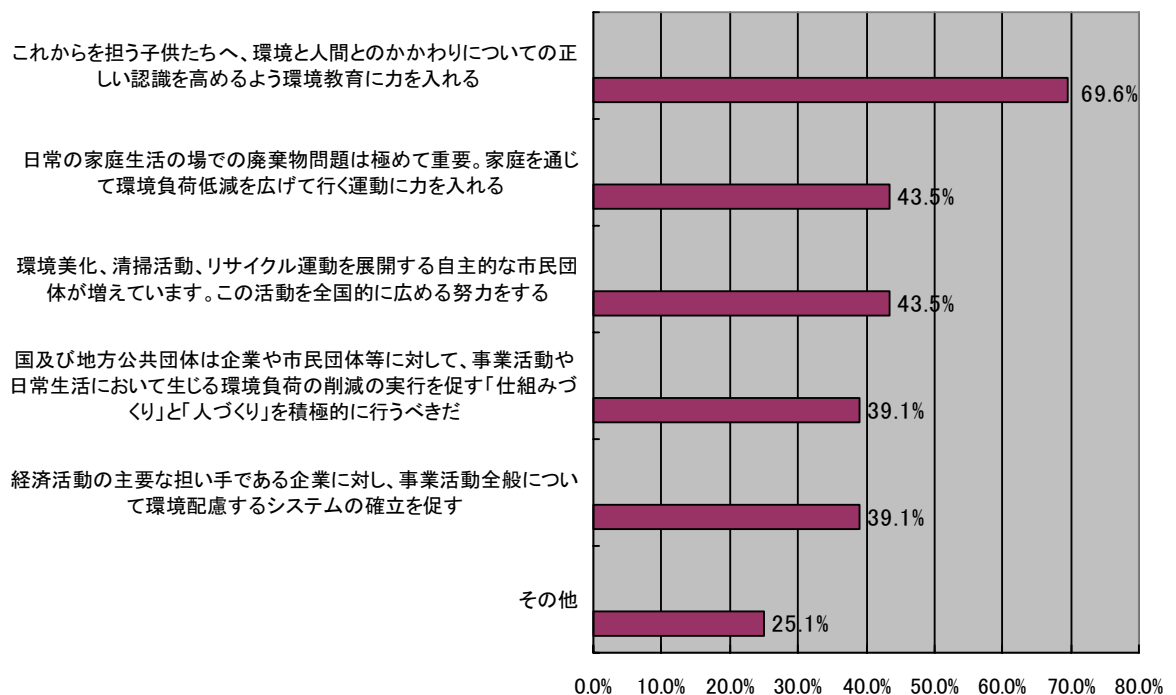


「6%削減」を達成するためには、まず「国民への環境問題についての意識向上を図る施策が必要43.5%」、ついで「企業への環境対策に対する各種支援措置30.4%」、「国の強い行政指導必要が26.1%」であり、行政の積極的なリーダーシップを期待する声が多い。

問8 京都議定書による削減目標期間(平成20～24年)が過ぎても、地球環境保全活動は持続しなければなりません。そのためには、どんな対応が有効と思いますか。○はいくつでもかまいませんが、特に重要と思われる事項には◎を付けて下さい(回答者のあなたの見解)

摘 要	件 数	構成比 (%)
国及び地方公共団体は企業や市民団体等に対して、事業活動や日常生活において生じる環境負荷の削減の実行を促す「仕組みづくり」と「人づくり」を積極的に行うべきだ	9	39.1
経済活動の主要な担い手である企業に対し、事業活動全般について環境配慮するシステムの確立を促す	9	39.1
環境美化、清掃活動、リサイクル運動を展開する自主的な市民団体が増えています。この活動を全国的に広める努力をする	10	43.5
これからを担う子供たちへ、環境と人間とのかかわりについての正しい認識を高めるよう環境教育に力を入れる	16	69.6
日常の家庭生活の場での廃棄物問題は極めて重要。家庭を通じて環境負荷低減を広げて行く運動に力を入れる	10	43.5
その他	3	25.1
計	23	重複回答

・その他は塩ビ・廃プラスチック関係の廃棄物が増えており、この対策を国が製造業者に強く指導する。

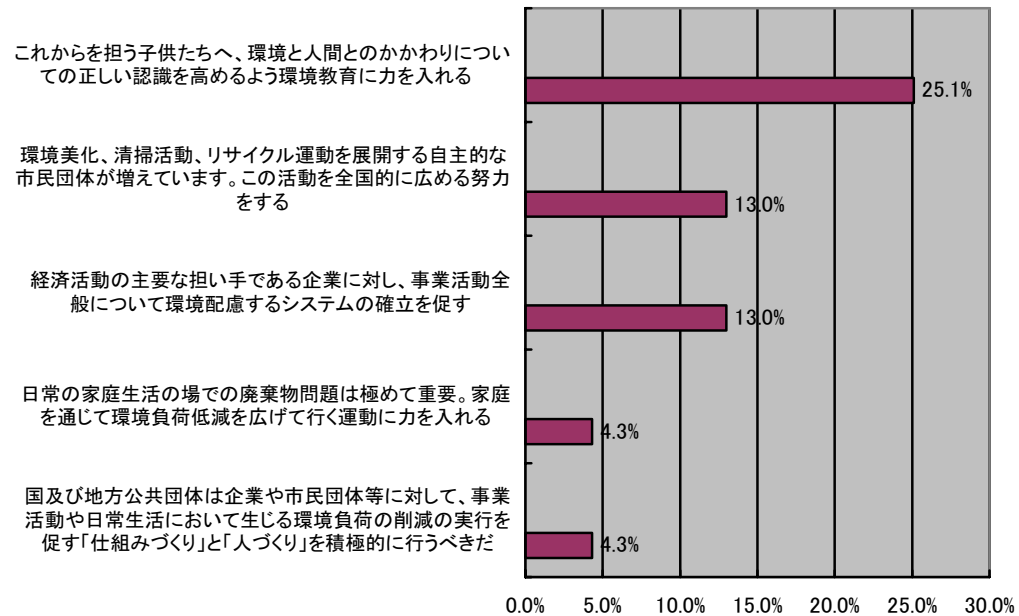


京都議定書による温室効果ガス削減期間（平成20～24年）によって地球の温室効果ガスがなくなるわけではない。むしろ参加しなかった米国、中国、インド等大国の経済活動の活発化によって発生が増えている可能性もある。京都議定書を契機として、日本においても環境対策を平成25年以降も継続しなければいけないのであるが、その対応としては約70%が「これからを担う子供たちに環境についての認識を高める環境教育に力を入れる」との回答が多かった。環境問題は一朝一夕に解決できるモノではなく、長いスパンでとらえ、地道な対応が必要と考えている回答が多い。

特に重要と思われる事項

摘 要	件 数	構成比 (%)
国及び地方公共団体は企業や市民団体等に対して、事業活動や日常生活において生じる環境負荷の削減の実行を促す「仕組みづくり」と「人づくり」を積極的に行うべきだ	1	4.3
経済活動の主要な担い手である企業に対し、事業活動全般について環境配慮するシステムの確立を促す	3	13.0
環境美化、清掃活動、リサイクル運動を展開する自主的な市民団体が増えています。この活動を全国的に広める努力をする	3	13.0
これからを担う子供たちへ、環境と人間とのかかわりについての正しい認識を高めるよう環境教育に力を入れる	6	25.1
日常の家庭生活の場での廃棄物問題は極めて重要。家庭を通じて環境負荷低減を広げて行く運動に力を入れる	1	4.3
計	23	重複回答

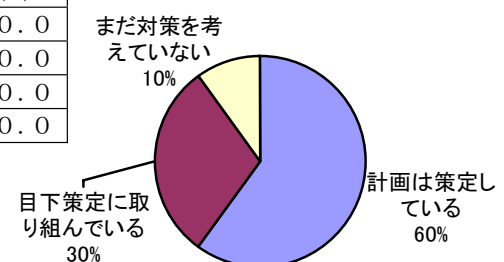
その他は塩ビ・廃プラスチック関係の廃棄物が増えており、この対策を国が製造業者に強く指導する。



特に重要と思われる項目についても「子供たちへの環境教育」が一番多い。

問9 問3で貴団体の二酸化炭素排出量について、把握していると回答された団体にお聞きします。京都議定書の目標とする平成24年（2012）までに貴団体の電気等の使用量を削減するための具体的な計画はありますか

摘 要	件 数	構成比 (%)
計画は策定している	6	60.0
目下策定に取り組んでいる	3	30.0
まだ対策を考えていない	1	10.0
計	10	100.0



問3において地球温暖化に大きな影響を与えているとされている「二酸化炭素」の排出量については把握している団体は10団体であったが、その排出を削減するための計画策定については、6団体がすでに策定済み、3団体も取り組み中ということで、環境負荷低減に前向きである。

問10 貴団体に於ける環境負荷低減の具体的対策例を教えてください

1 電気使用量削減

摘 要	件 数	構成比 (%)
-----	-----	---------

昼休み時間の事務室等の不要な照明の消灯	23	100.0
暖房温度の適正設定	17	73.9
冷房温度の適正設定（クールビズの励行）	21	91.3
機器及び自動車買い換え時の省エネ機器等への切り替え	6	26.1
使用終了後不使用会議室等の消灯	16	69.6
不使用OA機器のスイッチオフ	20	87.0
計	23	重複回答

電気使用量削減については、昼休みの事務室の照明の消灯は100%が実行している。
また05年から始まった「クールビズ」は91%、「ウォームビズ」は74%と冷暖房の
適正設定が進んでいる。また「不使用OA機器のスイッチオフ」も87%で行われている。

2 事務用紙使用量削減

摘 要	件 数	構成比 (%)
帳票用紙の共通化の推進	1	4.3
封筒の再使用	7	30.4
広報物のホームページ掲載による削減	3	13.0
関係機関との電子メール通信の推進	10	43.5
電子メール、インターネットでの事務手続きの推進	10	43.5
両面コピーの徹底	13	56.5
会議資料等の最小限化の推進	9	39.1
ミスコピー、プリント裏面の再利用の徹底（情報保護分は除く）	16	69.6
帳票の電子化の推進	1	4.3
その他	1	4.3
計	23	重複回答

事務用紙使用量削減対策として多かったのは、「ミスコピー、プリント裏面の再利用」
が70%と多く、次いで「両面コピー」が57%となっている。またITの普及によっ
て、電子メール通信や事務の電子化による「ペーパーレス化」も進みつつある。

3 グリーン購入の推進

摘 要	件 数	構成比 (%)
コピー、印刷用紙は再生紙使用	19	82.6
事務用品等の再利用の推進	7	30.4
グリーン購入基準を満たした環境配慮物の購入	9	39.1
環境配慮物品の情報収集と情報提供	3	13.0
計	23	重複回答

グリーン購入については「コピー、印刷用紙」の再生紙利用が83%、「環境配慮物
の購入」39%、「事務用品等のリユース（再使用）」が30%である。

4 廃棄物の削減

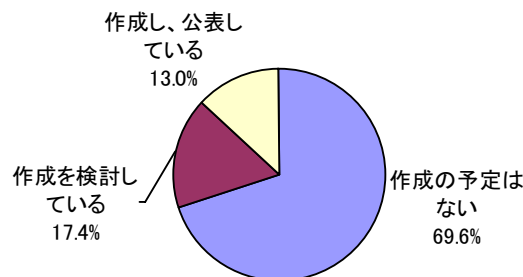
摘 要	件 数	構成比 (%)
ゴミの排出抑制	10	43.5
ゴミの分別による減量と再資源化の徹底	16	69.6
事務用機器の手直しによる再使用		
庁内リユース（不用品の各課内での再使用）の推進	3	13.0

3Rの徹底（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）	4	17.4
その他	1	4.3
計	23	重複回答

廃棄物の削減対策としては、「ゴミの分別による減量と再資源化」が70%と多いが、ゴミのリデュース（排出抑制）に取り組んでいる団体も44%ある。

問1-1 貴団体としての環境報告書は

摘要	件数	構成比 (%)
作成し、公表している	3	13.0
作成しているが公表していない	0	0
作成を検討している	4	17.4
作成の予定はない	16	69.6
計	23	100.0



平成16年に施行された「環境配慮促進法（法律第77号）」第三条では、『地方公共団体は環境配慮等の状況（環境報告書）を公表するように努めること』となっているが、今回の質問においては、「作成し公表している」団体は13%。ほとんどの団体は作成の予定はないとの回答である。

問1-2 事業所が環境報告書を作成することに対する支援措置は？

摘要	件数	構成比 (%)
説明会を開いて、作り方を指導している	0	0
作成の仕方の書面をつくり、希望者に配布している	0	0
環境報告書作成事業所への補助制度がある	0	0
今後何らかの支援を検討する予定	4	17.4
事業所に対して、環境報告書作成の指導等は考えていない	16	69.6
無記入	3	13.0
計	23	100.0

「環境報告書の作成公表」は法律（環境配慮促進法）によって大企業者には努力義務となっているが、中小企業者の環境報告書作成は要求されていない。ということであるのか、「環境報告書作成の指導は考えていない」とする団体が70%ある。

問1-3 貴団体の活動は地域や地球全体の環境にどんな影響を与えていると思いますか(記入担当者の考え)

摘 要	件 数	構成比 (%)
地球温暖化	16	69.6
オゾン層の破壊	6	26.1
酸性雨	3	13.0
大気汚染	4	17.4
河川・地下水の水質汚濁	4	17.4
騒音や振動	0	
悪臭の発生	0	
地下水汲み上げによる地盤沈下	0	
化学物質による環境汚染	0	
開発や整備に伴う自然破壊	3	13.0
大量廃棄物発生による資源浪費	3	13.0
その他	7	30.4
計	23	重複回答

団体における諸活動は、70%が「地球温暖化」に影響を与えているとの見方をしている。次に「オゾン層の破壊」26%、「大気汚染」「河川・地下水の水質汚濁」が各17%となっているが、行政が活動を通じて、自ら大気汚染（4件）や水質汚濁（4件）を発生させているというのは問題である。

問14 国が定めた法律以外に大手事業所（中企業でも可）に対し、環境保全についての計画等の対策を条例によって義務（協定）づけていますか

摘 要	件 数	構成比 (%)
産業廃棄物関連の規制	9	39.1
環境全般（公害防止など環境全般）	6	26.1
自然環境保護（緑化率など）		
地球温暖化防止対策（具体的計画）	3	13.0
その他	6	26.1
計	23	重複回答

国の法律以外に、市町村では「産業廃棄物関連の規制」39.1%、「公害防止など環境全般についての条例制定」が多い。

問15 環境対策としての企業・住民等に対する「人づくり、地域づくり、仕組みづくり」を行っていますか

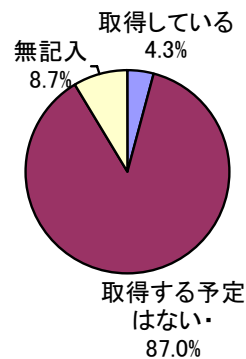
摘 要	件 数	構成比 (%)
住民への環境問題についての定期的な情報提供（広報誌・回覧板等）	9	39.1
小中学校生徒への環境問題特別授業の取り入れ	6	26.1
小学生への省エネ実践体験（夏休み等に宿題を与え、成果を作文で提出）	0	0
生涯学習教室における市民講座への環境問題取り入れ	3	13.0
その他	5	21.8
計	23	重複回答

企業・住民等への環境問題に対する「人づくり・地域づくり・仕組みづくり」については、特別な施策を実施している団体はないようである。「広報での定期的な環境問題につ

いての啓発」40%、「小中学校生徒への環境問題特別授業の実施」26%等である。

問16 貴団体の環境目標達成手段として、環境管理システムである国際規格ISO14001の認証取得は？

摘 要	件 数	構成比 (%)
取得している	1	4.3
取得に向けて準備中である	0	0
取得する予定はない・	20	87.0
無記入	2	8.7
計	23	100.0



環境マネジメントシステムに関する国際規格ISO14001の認証について取得しているのが1団体。「取得する予定なし」が20団体（87%）であり、環境ISOについての関心は低いようである

問17 取得又は取得予定の団体にお尋ねします。取得の動機は？

摘 要	件 数	構成比 (%)
団体として、積極的な環境への取り組み姿勢を示したい（団体のイメージアップ）	1	100.0
トップが環境問題に積極的である	0	0.0
市・町議会、審議会からの要請	0	0.0
市民・自治会・環境団体等からの要請	0	0.0
市民に範となるよう職員の環境意識向上のため	0	0.0
計	1	100.0

問18 取得準備中の団体にお尋ねします。目下の問題点は何でしょうか？

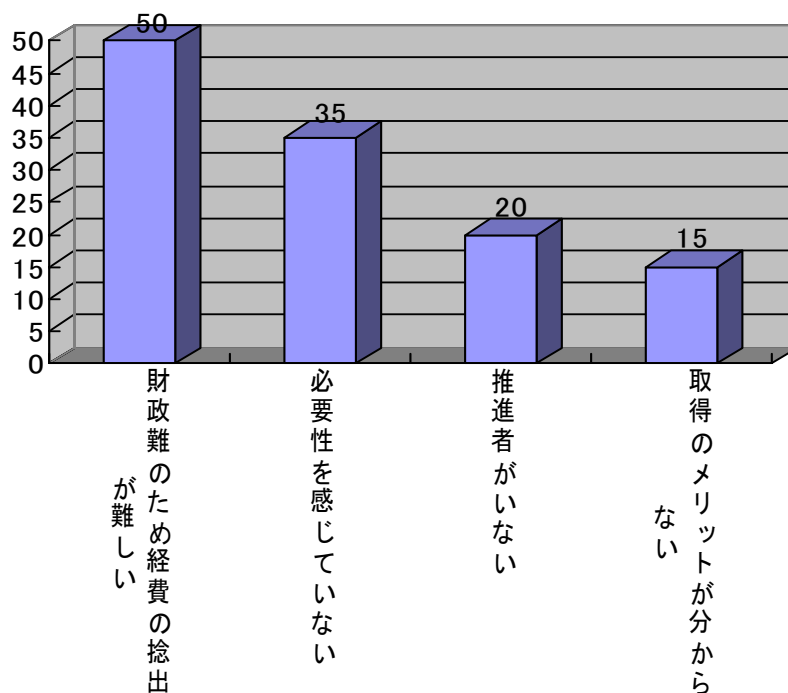
摘 要	件 数	構成比 (%)
取得諸費用の問題、維持費用の問題	0	0.0
推進事務局の人材難	0	0.0
14001の規格の勉強不足	0	0.0
認証取得メリットの把握	0	0.0
庁内の環境意識の薄さ	0	0.0
計	0	0.0

問19 取得予定のない団体とその理由をお尋ねします

摘 要	件 数	構成比 (%)
財政難のため経費の捻出が難しい	10	50.0
取得のメリットが分からない	3	15.0
推進者がいない	4	20.0
トップのISOに関する理解がない	0	0.0
必要性を感じていない	7	35.0
計	20	重複回答

環境ISO14001の取得予定のない団体は、「財政難のために費用捻出が難しい」

というのが50%である。次いで「必要性を感じていない35%」、「推進者がいない20%」となっている。



問20 認証取得した団体ではどんなメリットが確認できましたか？

摘 要	件 数	構成比 (%)
職員の環境意識の向上につながった	1	100.0
団体のイメージアップが図れた	0	0.0
コストダウンにつながった	1	100.0
環境業務の標準化、マニュアル化が図れた	0	0.0
内部管理体制（チェック機能）が強化された	1	100.0
地域住民からの行政団体への評価が高まった	0	0.0
期待した効果が上がっていない	0	0.0
計	1	重複回答

問21 ISO14001導入後の苦勞？

摘 要	件 数	構成比 (%)
継続的な改善の限界	0	0.0
維持費用、維持審査費用が結構かかる	1	100.0
更新審査事務が煩雑	0	0.0
審査機関、審査員のレベルに差がある	0	0.0
職員の環境意識の持続	1	100.0
計	1	重複回答

問22 ISO14001認証取得後又は取得に替えて、「ISO/IEC GUID22 適合の宣言に関する一般基準」に規定された方法によって、「自らの責任においてISO14001の規格との適合を自己確認」し「自己宣言」する団体が増えていますが、貴団体では？

摘 要	件 数	構成比 (%)
内容をよく知らないので、考えたこともない	12	52.2
目下、切り替えを検討中である（審査機関への費用支払いが減少すること。また行政機関は企業のように取得による優位性がないので）	1	4.3
聞いたことはあるが、切り替えない	0	0
無記入	10	43.5
計	23	100.0

ISO14001の取得については、問16において「取得する予定はない」が87%の大部分の団体が取得の意志がないが、その理由の一つに問19において、「経費の捻出困難」を50%があげている。取得にはコンサル費用、審査機関への支払い等で数百万円、取得後のサーベイランス（維持審査）にも費用が必要である。そこで、認証取得後に規格要求事項を維持する事を条件に「適合を自己認定」し、経費の削減をおこなう『自己宣言』制度であるが、今回の調査対象団体では、その内容等が認識されていないようである。

問23 ISO14001に比べて取得準備が平易で、審査機関への費用も安く済む環境省策定の国内規格、「環境活動評価プログラムEA21（エコアクション21）」の導入について（回答者のあなたの意見）

摘 要	件 数	構成比 (%)
エコアクション21のことは聞いたことがない	7	30.4
既に取得した	0	0.0
現在取得に向けて準備中	0	0.0
取得するかを検討中	0	0.0
エコアクション21のことをこれから勉強したい	7	30.4
全く興味ない	3	13.1
無記入	6	26.1
計	23	100.0

・エコアクション21のことは知っているが、市としては取得の意思はない（1件）。

EA21は1996年に環境省においてガイドラインが策定され、登録制度としてスタートしたが、積極的な普及活動もなかったために認知度が低かった。2004年10月に認証・登録制度に移行し、環境マネジメント・システムの信頼性も高まったことから、近年、普及拡大が続いている。しかし、和歌山においてはEA21を「知らない30%」、狭義に解釈して「無記入26%」、「全く興味ない13%」も知らない範囲に入れると約70%がEAへの関心がないようである。しかし、30%の人から勉強したいという回答があった。

問 2 4 環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション21）の取得を推進するために、企業に対して補助や支援制度がありますか？

摘 要	件 数	構成比 (%)
システム構築に必要な手伝いとして、無料で専門家を数回派遣する	0	0.0
認証取得費用に対して一定割合を補助する	0	0.0
入札発注及び購入資格基準へのポイント加算	1	4.3
支援制度はない	16	69.6
その他	1	4.3
無記入	5	21.8
計	23	100.0

・エコアクション21の自治体イニシャティブプログラムへの参加実績あり。

地球温暖化への影響は企業活動のウエイトが高く、企業の積極的な環境対策が必要とされる。そのツールの重要な一つがISO14001やEA21の導入である。しかし、本調査時点では企業の取得促進のためのインセンティブは全くないようである。

問 2 5 貴団体地域の住民が快適に生活を維持するために改善すべきと考える地域環境問題は何か？（○はいくつでも結構です）

摘 要	件 数	構成比 (%)
ゴミ処理対策	17	73.9
水質（川・海）の汚濁	14	60.9
自然環境の破壊	11	47.8
産業の振興	9	39.1
防災・防火対策	7	30.4
大気環境の汚染	6	26.0
悪臭問題	4	17.4
教育環境の整備	4	17.4
景観の悪化	3	13.0
都市機能の充実（インフラ整備）	3	13.0
社会教育の振興	3	13.0
騒音問題	1	4.3
計	23	重複回答

地域の住民が快適に生活を維持するための環境整備としては、「ゴミ処理対策74%」、「水質の汚濁61%」、「自然環境の破壊48%」が高く、次いで「産業の振興」や「防災・防火対策」も必要と答えている。ということは、生活するためには、就労場所も必要であるが、毎日の生活の場としては海・山・川の自然環境がよく、衛生面においても問題のない地域づくりが理想と考えられているようである。ということは、まだまだ「ゴミ処理」「水質汚濁」「環境破壊」への解決課題が山積しているということとなろうか。

問 2 6 地球環境問題についての自由意見（あなたの提言）

環境問題についての、ご意見、ご提案がありましたらお書き下さい。

- ・行政の役割として、自らの事業活動に起因する環境負荷の低減は言うまでもなく、環境にプラスの影響を与える事業や施策に重点を置くとともに、民間企業や団体に対し「環境経営」を促すための取組みが今後ますます重要になると思う。また、市民には環境に配慮した行動を強いるのではなく、普段に生活の中で、自然に環境配慮ができるような製品やサービスの普及と、広い世代に対する教育により環境意識の醸成が必要と思われる。
- ・環境問題の意識については、個人個人の意識の底上げが必要である。そのためには、これからの若い世代に対し、週に1度環境の教育などして環境教育の充実を図るべきである。
- ・インターネットが普及したのは国の絶大な支援とPRが大きく、国民はその流れに乗らざるを得なかった。環境問題に関してもこういう思い切った施策が必要である。
- ・枠組みの発行と共に待ったなしの対応が迫られることになる。財政状況の厳しい時期ながら、可能な限り地球環境問題に取り組むため努力したい。

地方公共団体における地球環境保全推進方策に関する

アンケート調査・ご協力のお願い

今、地球環境保全は、全ての人たちにとってもつとも重要な課題となっていますが、国の環境基本計画において、地方公共団体は、地域の環境保全に関する基本的な策定などにより、自らの施策を総合的かつ計画的に進めるとともに、地域の環境保全に関して主要な推進者として地域の取り組みの調整者としての役割が求められています。

豊かで住み良い地域社会構築のためには、日頃の諸活動において環境負荷（資源・エネルギー使用・廃棄物排出）を減らすとともに、持続的発展が可能な循環型社会の実現に向けて、行政を始めとして、企業の活動並びに住民一人一人の自覚と実践が求められています。

そこでこのたび、私たちの団体では地球環境保全問題について、県下地方公共団体の皆様方のご意見をお聞きすることとなりました。とりまとめましたご意見につきましては、「和歌山県下環境問題の現状と対応」として、行政並びに諸機関の今後の環境問題対応への参考に資したいと考えています。

尚、ご回答いただいた内容は、すべて統計的に処理し、個々の内容について公表することはありませんのでご協力よろしくお願いいたします。

平成18年8月

社団法人 中小企業診断協会和歌山県支部
支部長 奥村博志 (073-428-7370)

I 調査質問項目

- 問 1 第三次環境基本計画に基づく温暖化対策策定について
- 問 2 貴団体における温暖化対策について
- 問 3 貴団体における二酸化炭素排出量の把握について
- 問 4～9 京都議定書発効にかかる貴団体の対応について
- 問 10 環境負荷低減の具体的対策について
- 問 11 環境報告書の作成について
- 問 12 事業所の環境報告書作成支援について
- 問 13 貴団体の地域や地球全体に与えている環境影響について
- 問 14 企業に対する条例による環境保全義務づけについて
- 問 15 企業等に対するひとづくり、地域づくり、仕組みづくりについて
- 問 16～22 ISO14001の認証取得状況と問題点について
- 問 23 エコアクション21の認証取得について
- 問 24 環境管理システム（14001、EA21）導入についての支援

問 25 貴地域の住民が快適に生活を維持するために改善すべき問題？

※ ご回答に際してのお願い

- ◆ほとんどの質問は選択式になっています。当てはまるすべての番号に○印をつけてください。
- ◆ 回答は貴団体としての意向をお書き下さい但し、項目によってはご記入者のご意見を記入してください。記入基準年月は平成17年度末(データのない時はある分で結構です)でお願いします。
- ◆ お手数ですが **8月31日までに**、同封の返信用封筒でご返送くださいますようお願いいたします。
- ◆ 質問の内容についてわかりにくい場合は、(社)中小企業診断協会和歌山県支部 支部長 奥村博志(073-428-7370)までお問い合わせください。

問1 第三次環境基本計画（平成18年4月7日閣議決定）及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年10月公布）に基づく温暖化対策並びに貴団体地域の環境保全計画策定に取り組んでいますか

- 1 既に策定している
- 2 取り組み中
- 3 これから取り組む予定
- 4 まだ検討もしていない・・・・・・問3へ進んでください

問2 既に策定している団体では、どんな環境対策を策定しましたか？。取り組み中ならびに取り組み予定の方にもどんな策定をお考えかお尋ねします。

- 1 環境基本条例
- 2 環境マニュアル
- 3 地域環境計画
- 4 環境白書
- 5 公害防止条例
- 6 環境美化、ポイ捨て防止条例
- 7 廃棄物リサイクル関連条例
- 8 その他（ ）

問3 貴団体の二酸化炭素排出量について

- 1 把握し、公表している
- 2 把握しているが公表していない
- 3 把握していない

問4 平成17年2月に発効した「京都議定書」の意義について

- 1 庁内で勉強会を開き全職員がよく理解している

- 2 庁内で幹部クラスでの勉強会を開いたが、全員には周知されていない
- 3 環境担当部署の職員はよく理解している
- 4 担当部署職員もあまり理解していない
- 5 まだ論議の課題に挙がっていない

問5 京都議定書によって、平成20年から24年の5年間に於いて、温室効果ガスを平成2年時点比で年平均6%以上の排出削減することについて（回答者のあなたは）

- 1 よく知っている
- 2 あまり知らない
- 3 全く知らない

問6 現在の社会経済活動の中で、「温室効果ガス6%削減」は可能だと思いますか？（回答者のあなたは）

- 1 達成可能と思う
- 2 3～5%の達成なら可能
- 3 2～3%ぐらいの達成なら可能
- 4 平成9年の京都会議以降も温室効果ガス発生は増えており、達成はムリ

問7 6%削減を達成するためにはどんな施策が必要と思いますか（回答者のあなたは）

- 1 政府の京都議定書目標達成計画（平成17年4月閣議決定）の具体的実施施策と国の強い行政指導
- 2 企業への環境活動に対する各種支援措置（成果助成等のインセンティブ）
- 3 国民への環境問題意識向上についての積極的なアピール施策

問8 京都議定書による削減目標期間（平成20～24年）が過ぎても、地球環境保全活動は持続しなければなりません。そのためには、どんな対応が有効だと思いますか。○はいくつでもかまいませんが、特に重要と思われる事項には◎を付けて下さい（回答者のあなたの見解）

- 1 国及び地方公共団体は企業や市民団体等に対して、事業活動や日常生活において生じる環境負荷の削減の実行を促す「仕組みづくり」と「人づくり」を積極的に行うべきだ
- 2 経済活動の主要な担い手である企業に対し、事業活動全般について環境配慮するシステムの確立を促す
- 3 環境美化、清掃活動、リサイクル運動を展開する自主的な市民団体が増えています。この活動を全国的に広める努力をする
- 4 これからを担う子供たちへ、環境と人間とのかかわりについての正しい認識を高めるよう環境教育に力を入れる
- 5 日常の家庭生活の場での廃棄物問題は極めて重要。家庭を通じて環境負

荷低減を広げて行く運動に力を入れる

- 6 その他の対応策（ ）

問 9 問 3 で貴団体の二酸化炭素排出量について、把握していると回答された団体にお聞きします。京都議定書の目標とする平成 24 年までに貴団体の電気等の使用量を削減するための具体的な計画はありますか

- 1 計画は策定している
- 2 目下策定に取り組んでいる
- 3 まだ対策を考えていない

問 10 貴団体に於ける環境負荷低減の具体的対策例を教えてください

- 1 電気使用量削減
 - ア 昼休み時間の事務室等の不要な照明の消灯
 - イ 暖房温度の適正設定
 - ウ 冷房温度の適正設定（クール・ビズの励行）
 - エ 機器及び自動車買い換え時の省エネ機器等への切り替え
 - オ 使用終了後不使用会議室等の消灯
 - カ 不使用 O A 機器のスイッチオフ
 - キ （その他 ）
- 2 事務用紙使用量削減
 - ア 帳票用紙の共通化の推進
 - イ 封筒の再使用
 - ウ 広報物のホームページ掲載による削減
 - エ 関係機関との電子メール通信の推進
 - オ 電子メール、インターネットでの事務手続きの推進
 - カ 両面コピーの徹底
 - キ 会議資料等の最小限化の推進
 - ク ミスコピー、プリント裏面の再利用の徹底（情報保護分は除く）
 - ケ 帳票の電子化の推進
 - コ （その他 ）
- 3 グリーン購入の推進
 - ア コピー、印刷用紙は再生紙使用
 - イ 事務用品等の再利用の推進
 - ウ グリーン購入基準を満たした環境配慮物の購入
 - エ 環境配慮物品の情報収集と情報提供
 - オ その他（ ）
- 4 廃棄物の削減
 - ア ゴミの排出抑制
 - イ ゴミの分別による減量と再資源化の徹底

- ウ 事務用機器の手直しによる再使用
- エ 庁内リユース（不用品の各課内での再使用）の推進
- オ 3Rの徹底（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）
- カ その他（ ）

問11 貴団体としての環境報告書は

- 1 作成し、公表している
- 2 作成しているが公表していない
- 3 作成を検討している
- 4 作成の予定はない

問12 事業所が環境報告書を作成することに対する支援は

- 1 説明会を開いて、作り方を指導している
- 2 作成の仕方の書面をつくり、希望者に配布している
- 3 環境報告書作成事業所への補助制度がある
- 4 今後何らかの支援を検討する予定
- 5 事業所に対して、環境報告書作成の指導等は考えていない

問13 貴団体の活動は地域や地球全体の環境にどんな影響を与えていると思いますか（記入担当者の考え）

- 1 地球温暖化 2 オゾン層の破壊 3 酸性雨 4 大気汚染
- 5 河川・地下水の水質汚濁 6 騒音や振動 7 悪臭の発生
- 8 地下水汲み上げによる地盤沈下 9 化学物質による環境汚染
- 10 開発や整備に伴う自然破壊 11 大量廃棄物発生による資源浪費
- 12 その他（ ）

問14 国が定めた法律以外に大手事業所（中企業でも可）に対し、環境保全についての計画等の対策を条例によって義務（協定）づけていますか

- 1 産業廃棄物関連の規制
- 2 環境全般（公害防止など環境全般）
- 3 自然環境保護（緑化率など）
- 4 地球温暖化防止対策（具体的計画）
- 5 その他（ ）

問15 環境対策としての企業・住民等に対するひとづくり、地域づくり、仕組みづくりを行っていますか

- 1 住民への環境問題についての定期的な情報提供（広報誌・回覧板等）
- 2 小中学校生徒への環境問題特別授業の取り入れ
- 3 小学生への省エネ実践体験（夏休み等に宿題を与え、成果を作文で提出）

- 4 生涯学習教室における市民講座への環境問題取り入れ
- 5 その他（ ）

問16 貴団体の環境目標達成手段として、環境管理システムである国際規格ISO14001の認証取得は

- 1 取得している
- 2 取得に向けて準備中である
- 3 取得する予定はない・・・・・・問19へ進んでください

問17 取得又は取得予定の団体にお尋ねします。取得の動機は

- 1 イ 団体として、積極的な環境への取り組み姿勢を示したい（団体のイメージアップ）
- 2 トップが環境問題に積極的である
- 3 市・町議会、審議会からの要請
- 4 市民・自治会・環境団体等からの要請
- 5 市民に範となるよう職員の環境意識向上のため
- 6 その他（ ）

問18 取得準備中の団体にお尋ねします。目下の問題点は何でしょうか

- 1 取得諸費用の問題、維持費用の問題
- 2 推進事務局の人材難
- 3 ISO14001の規格の勉強不足
- 4 認証取得メリットの把握
- 5 庁内の環境意識の薄さ

問19 取得予定のない団体にその理由をお尋ねします

- 1 財政難のため経費の捻出が難しい
- 2 取得のメリットが分からない
- 3 推進者がいない
- 4 トップのISOに関する理解がない
- 5 必要性を感じていない

問20 認証取得した団体ではどんなメリットが確認できましたか

- 1 職員の環境意識の向上につながった
- 2 団体のイメージアップが図れた
- 3 コストダウンにつながった
- 4 環境業務の標準化、マニュアル化が図れた
- 5 内部管理体制（チェック機能）が強化された
- 6 地域住民からの行政団体への評価が高まった
- 7 期待した効果が上がっていない

8 その他（ ）

問 2 1 ISO 14001 導入後の苦勞

- 1 継続的な改善の限界
- 2 維持費用、維持審査費用が結構かかる
- 3 更新審査事務が煩雑
- 4 審査機関、審査員のレベルに差がある
- 5 職員の環境意識の持続

問 2 2 ISO 14001 認証取得後又は取得に替えて、「ISO/IEC GUID 22 適合の宣言に関する一般基準」に規定された方法によって、「自らの責任において ISO 14001 の規格との適合を自己確認」し「自己宣言」する団体が増えていますが、貴団体では

- 1 内容をよく知らないので、考えたこともない
- 2 目下、切り替えを検討中である（審査機関への費用支払いが減少すること。また行政機関は企業のように取得による優位性がないので）
- 3 聞いたことはあるが、切り替えない

問 2 3 ISO 14001 に比べて取得準備が平易で、審査機関への費用も安く済む環境省策定の国内規格、環境活動評価プログラム EA 2 1（エコアクション 2 1）の導入について（回答者のあなたの意見）

- 1 エコアクション 2 1 のことは聞いたことがない
- 2 既に取得した
- 3 現在取得に向けて準備中
- 4 取得するかを検討中
- 5 エコアクション 2 1 のことをこれから勉強したい
- 6 全く興味ない

問 2 4 環境マネジメントシステム（ISO 14001、エコアクション 2 1）

取得を推進するために、企業に対して補助や支援制度がありますか

- 1 システム構築に必要な手伝いとして、無料で専門家を数回派遣する
- 2 認証取得費用に対して一定割合を補助する
- 3 入札発注及び購入資格基準へのポイント加算
- 4 支援制度はない
- 5 その他（ ）

問 2 5 貴団体地域の住民が快適に生活を維持するために改善すべきと考える地域環境問題は何ですか？（〇はいくつでも結構です）

- | | |
|-----------|----------|
| 1 自然環境の破壊 | 8 景観の悪化 |
| 2 大気環境の汚染 | 9 ゴミ処理対策 |

- | | | | |
|---|------------|----|-----------------|
| 3 | 水質（川・海）の汚濁 | 10 | 防災・防火対策 |
| 4 | 騒音問題 | 11 | 都市機能の充実（インフラ整備） |
| 5 | 悪臭問題 | 13 | 教育環境の整備 |
| 7 | 産業の振興 | 14 | 社会教育の振興 |
| | | 15 | その他（ ） |

問 2 6 地球環境問題についての自由意見（あなたの提言）

環境問題についての、ご意見、ご提案がありましたらお書き下さい。

※ISO、EC（エコアクション 21）のシステム構築及び認証取得手続き
についての無料相談を行っていますのでお気軽にご相談下さい。

中小企業診断協会 和歌山県支部 (073-428-7370)

※ご協力ありがとうございました

ご回答いただきました団体様において、**ご希望の場合**は後日調査報告書をお送りさせていただきます。貴団体の所在等を次にご記入お願いします。

団体名	
担当部課	
連絡先 住所	〒
電話番号	
担当者名	

第6章 アンケート結果からの環境対策及びE A 2 1 推進についての課題

近年、世界中で沢山の自然災害が発生している。それらは「地球温暖化」が原因ではないかと云われている。地球上にはまだ開発途上国も多いが、日本を始めとして世界の多くの国々は豊かになった。しかしその過程において大量の資源の消費、自然環境の乱開発破壊で、動植物の生態環境も大きく変動しつつある。このまま推移すると、私たちの将来世代への快適な生活環境継承が難しくなりそうである。健全で恵み豊かな環境保全のもと、安心して健やか、快適なくらしができるよう国も国民も環境対策を行い、子孫へ継承できる持続可能な社会創出が急務となっている。

そのことは、勿論日本だけの問題ではなく、地球上の問題でもある。そこで日本から世界へ発信したのが、1997年の「京都議定書（2005／2月発効）」である。

国は大企業や特定事業者に対する「環境に配慮した事業活動の促進法」を2004年に制定。また国の環境対策の根幹となる環境基本計画（第一次1994年、第二次2000年）を見直し、「環境保全の人づくり、地域づくりの推進」を柱とする「第三次環境基本計画」を2006年4月に閣議決定した。

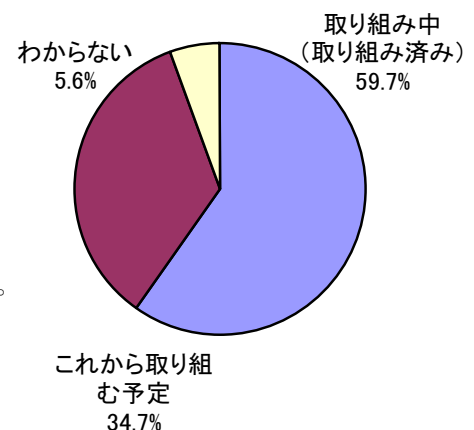
これを受けて、行政も企業も地球の見地に立った環境保全対策に取り組むことになったのであるが今回の調査では行政、企業、県民とも環境保全についての認識理解がまだまだ低い結果となっている。特に、環境経営推進のためのツールとしてのステータスと権威のある国際標準化機構策定のISO14000シリーズ導入については、人的、金銭的負担がネックとなっている。

そこで、費用負担も少なく、取得も容易なエコアクション21（E A 2 1）が環境省からガイドラインが発行されたにも係わらず、その認識が低い。特にイニシアティブを取らなければいけない地方公共団体において、その理解や導入のないのが些か残念に思うとともに問題と考える。

環境問題への対応についての事業所及び地方公共団体へのアンケート結果については第4章及び第5章にて詳述したとおりであるが、今回の和歌山県内の事業所へのサンプリング調査及び、県下地方公共団体（県下全市町村）への調査において、「環境問題」についての対応や考え方に事業所間、市町村間、事業所と行政間に格差やギャップが見られた。本章において、「エコアクション21推進」についての問題点を設問回答から共通課題として解説したい。

1. 事業所及び市町村の環境対策について

環境配慮へのなんらかの取り組みについては調査回答事業所のうち約60%は取り組み済み又は取り組み中である。かつこれから取り組む予定が35%あり、殆どの事業所は環境問題に関心を持っている。取り組む理由は「企業の社会的責任を果たすため」、

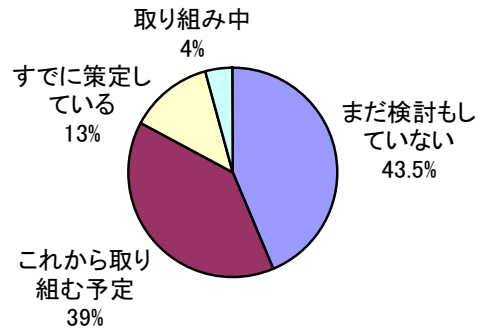


「環境問題への取り組みによる企業のイメージアップ」、「社員の志気向上」、「経費節減」をあげている。

しかし、市町村においては、右図の如く、地域の環境保全対策を策定している団体が13%。これから取り組む予定が40%である。「まだ検討もしていない」団体が44%ある。

国の環境基本計画では、地域の環境問題については基本的な計画を策定し、地域の環境保全について、総合的かつ計画的に進めることとさ

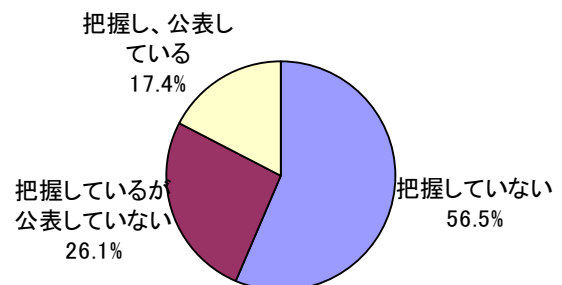
れている。また、環境問題については主要な推進者としての役割及び地域の取り組みの調整者としての役割が求められており、民間に先駆けての取り組みが要請されている状況下において、今回の調査にみられた実態は少し気にかかる。国の環境計画における考え方を踏まえ、市町村は地域の安心・安全を含めた総合的な環境への積極的な取り組みが望まれる。



2. 二酸化炭素（温室効果ガス）排出量の算定・報告・公表制度について

二酸化炭素の排出を抑制するには、先ず二酸化炭素の排出量を算定・把握する事が基本となる。数量を把握することによって、排出抑制対策を立案し、実施し、対策の効果をチェックし、新たな対策を立てることが可能となる。

二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量の削減についての法的拘束力のあるものは、1997（平成9）年12月に採択された「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書」である。



166ヶ国・地域が参加した京都議定書は2005（平成17）年2月16日に発効し、世界の地球温暖化対策は新たな一步を踏み出した。それとともに、日本も約束期間（2008～2012年）に基準年（1990年）と比べて6%削減させるという条約上の約束をした。しかし、環境省によると、2005年度の日本の温暖化ガス排出量は13億6400万トン（二酸化炭素換算）で前年度に比べ0.6%増えていると発表。1998年から増加傾向が続いており、1990年比では8.1%上回っている。現時点では基準年比14.1%の削減が必要となる。

国は排出削減を抑制するためには事業者等に二酸化炭素の排出量の算定・報告・公表を義務づけることが大事として、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）を改正し、平成18年4月1日に施行した。これによって、「温対法」及び「省エネ法」によって指定された二酸化炭素を多量に大量に排出する「特定排出者」は自ら排出量を算定し、国に報告する事となった（平成19年4月から）。国は報告された情報を集計し、国民に公表する。またこの法律には「罰則」が設けられた。

さて、環境問題について、民間に先駆けて推進者となる市町村における二酸化炭素の排出量把握は図表通り、把握・公表しているのは17%。全く把握していない団体が57%もある。

3. 循環型社会形成推進のための廃棄物・リサイクル対策・・・3Rの推進

循環型社会を形成するためには廃棄物の発生抑制（リデュース：Reduce）、再使用（リユース：Reuse）、再生利用（リサイクル：Recycle）という“3R”の積極的な取り組みを通じて循環型社会の構築を進める必要があるとして、平成12年6月2日に「循環型社会形成推進基本法」が公布された。これに基づいて、自治体や企業は3Rの推進に取り組むこととなった。

しかし、環境保全対策は3Rを進めればよいと云うものではない。リサイクルは最後の手段であり、「目的」ではない。リサイクルする前にリユース（再使用）があり、最も大切としなければいけないのはリデュース（発生抑制）である。例えば、ペーパーレス化を図る、過剰包装をなくす、物品の耐用年数を伸ばすなどが有効である。リユースはペットボトルやビン類を繰り返し使う等であり、ペットボトルをリサイクルして衣料品やカーペットを作ることが目的ではない。

エコアクション21（EA21）における「要求事項2」では「二酸化炭素排出量」とともに「廃棄物排出量の把握」も必須事項となっている。これは、環境問題の中でも「地球温暖化対策」と「循環型社会構築」が特に重要と位置づけされているからである。

さて、「循環型社会形成推進基本法」の施行によって、廃棄物・リサイクル対策については廃棄物処理法の改正・家電リサイクル法、リサイクル法、建設資材リサイクル法、自動車リサイクル法など各種リサイクル法の制定等により、廃棄物の発生量は幾分減少しつつある。

国内における平成16年度の一般廃棄物の排出及び処理状況は次のとおりである。

① ゴミ排出の状況

ゴミ総排出量・・・5,059万トン（15年度5,161万トン）

一人一日当たりのゴミ排出量・・・1,086g（15年度1,106g）

② ゴミ処理の状況

リサイクル率・・・・・・・・・・ 17.6% (15年度16.8%)

産業廃棄物 (15年度)・・・・ 48.9% (平成8年度42%)

「廃棄物問題」解決のため、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまでの「物質」の効率的な利用やリサイクル技術を高めることによって、資源の消費を抑制し、環境への負荷が少ない「循環型社会」を形成する事が、国民や行政に課せられた課題である。

今回の調査における「廃棄物の削減」について、市町村では約70%が「分別・選別による減量と再資源化」、ゴミの排出抑制44%となっている。事業所では「分別・選別の徹底」が44%、「廃材等の再資源化」40%で、分別・リサイクルについては、行政よりポイントが低い、第4章問4において、これから環境問題に取り組む事業所では「産業廃棄物の削減84%」と高く、環境対策として、廃棄物削減が認識されつつある。

事業所における廃棄物削減対策

摘 要	件 数	構成比 (%)
不良率の改善	2	4.7
製造に伴う資材ロス削減	7	16.3
分別・選別の徹底	19	44.2
包装の簡易化・リサイクル	1	2.3
中古(製品、部品)の利用	5	11.6
原材料・包装資材等リサイクル	8	18.6
リサイクルが容易な製品の開発	6	14.0
廃材等の再資源化	17	39.5
使い捨て製品の使用・購入の抑制	9	20.9
生ゴミの資源化	2	4.7
計	43	重複回答

事業所における「省エネ」では、「節電・節水」が100%、05年から始まった「クールビズ、ウォームビズ」が結構取り入れられている。

事業所における省エネ対策

摘 要	件 数	構成比 (%)
廃熱の回収利用	2	4.7
節電、節水	43	100.0
空調(暖房)温度管理の徹底	21	48.8
冷房(クールビズ)の徹底	23	53.5
省エネ型機器の導入	10	23.3
車のアイドリング抑制、低燃費車の導入	29	67.4
風力・太陽光発電などの自然エネルギー利用	4	9.3
自然光などを活用した建築物	3	7.0
計	43	重複回答

4. 事業所や市町村の活動は地球温暖化に影響を与えている。

事業所においては63%、行政においては70%が地球温暖化に影響を与えていると捉えている。

事業活動の地域・地球に与えている影響

摘 要	件 数	構成比 (%)
地球温暖化	45	62.5
オゾン層の破壊	25	34.7
酸性雨	8	11.1
大気汚染	13	18.1
河川・地下水の水質汚濁	14	19.4
騒音や振動	17	23.6
悪臭の発生	10	13.8
地下水汲み上げによる地盤沈下	0	0.0
化学物質による環境汚染	7	9.7
開発や整備に伴う自然破壊	2	2.8
大量廃棄物発生による資源浪費	15	20.8
その他	1	1.4
計	72	重複回答

地方公共団体の活動が地域・地球に与えている影響

摘 要	件 数	構成比 (%)
地球温暖化	16	69.6
オゾン層の破壊	6	26.1
酸性雨	3	13.0
大気汚染	4	17.4
河川・地下水の水質汚濁	4	17.4
騒音や振動	0	
悪臭の発生	0	
地下水汲み上げによる地盤沈下	0	
化学物質による環境汚染	0	
開発や整備に伴う自然破壊	3	13.0
大量廃棄物発生による資源浪費	3	13.0
その他	7	30.4
計	23	重複回答

5. 地球温暖化防止対策としての「京都議定書」について・・・あまり理解されていない

近年世界各地で発生している異常気象については、「地球温暖化」が原因であるとして、温室効果ガスの排出削減を確実にを行うには、京都議定書の約束履行が必要である。ということがマスコミ等で盛んに喧伝されているのであるが「京都議定書」の意義については、事業所において「よく知らない」が54%。行政において52%（その他の回答含む）である。

(1) 京都議定書の意義について

2008年（平成20）～2012（平成24）の5年間において、京都議定書における

日本の二酸化炭素等の温室効果ガス削減６％の約束については「あまり知らない」が５０％以上となっている。

温室効果ガス６％削減について（事業所）

摘 要	件 数	構成比（％）
よく知っている	２３	３１．９
あまり知らない	３７	５１．４
全く知らない	４	５．６
無記入	８	１１．１
計	７２	１００．０

温室効果ガス６％削減について（市町村）

摘 要	件 数	構成比（％）
よく知っている	１０	４３．５
あまり知らない	１２	５２．２
全く知らない	１	４．３
計	２３	１００．０

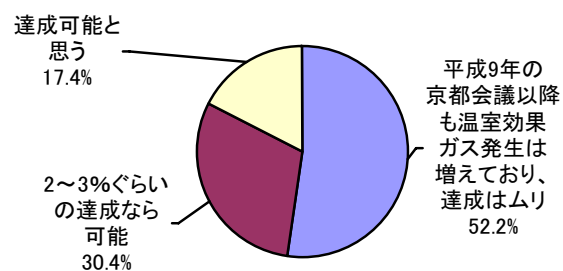
（２）「温室効果ガス６％削減」達成について

地球温暖化防止のための、課題の温室効果ガス「６％削減」であるが、企業や行政はどのように認識しているのかという問いかけに対し企業では達成可能と思うのは１４％、行政では１７．４％であった。とうてい達成はムリと考えているのは企業では１８％だが、行政では５２％となっている。達成度の見通しは２～３％が多い。

６％削減についての企業の見方

摘 要	件 数	構成比（％）
達成可能と思う	１０	１３．９
３～５％ぐらいの達成なら可能	６	８．３
２～３％ぐらいの達成なら可能	２５	３４．７
とうてい達成はムリ	１３	１８．１
無記入	１８	２５．０
計	７２	１００．０

６％削減について行政の見方



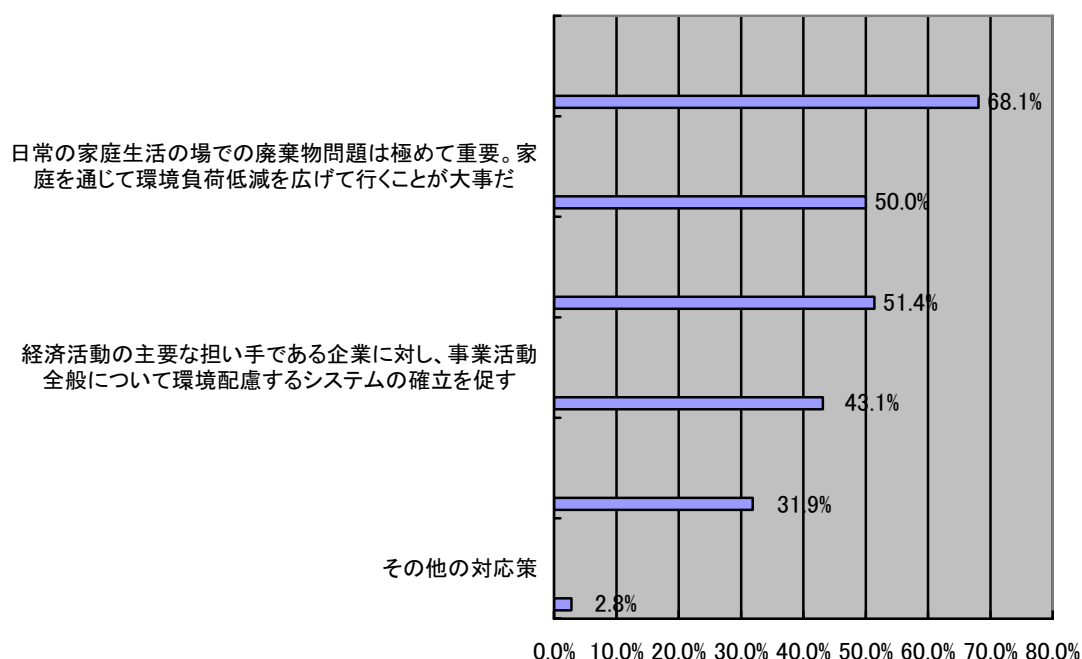
(3) 6%達成するために必要な施策は

「6%削減」を達成するための施策としては、「国における国民に対する環境問題の重要性についての積極的なアピール」を企業が57%、行政が44%必要と回答している。企業では環境問題への取り組みに対する「各種支援措置：成果助成のインセンティブ」を望むというのが49%ある。国においては、京都議定書の意義や国の6%達成目標計画の国民へのPRと理解、協力依頼や何らかのインセンティブ付与が必要なようである。

(4) 地球の環境保全の持続対策

地球の環境保全活動は将来にわたって必要である。そのための対策として必要な施策で多かったのは、「環境と人間との関わりについての子供たちへの正しい環境教育」が企業68%、行政70%が必要と答えている。世界は永い時間をかけて環境を破壊してきた。リセットするにはやはり時間の経過を必要とする。となると、次代を担う子供たちから環境についての認識向上の教育が先ず大事となろう。

地球の環境保全の持続に必要な施策について（企業の見方）



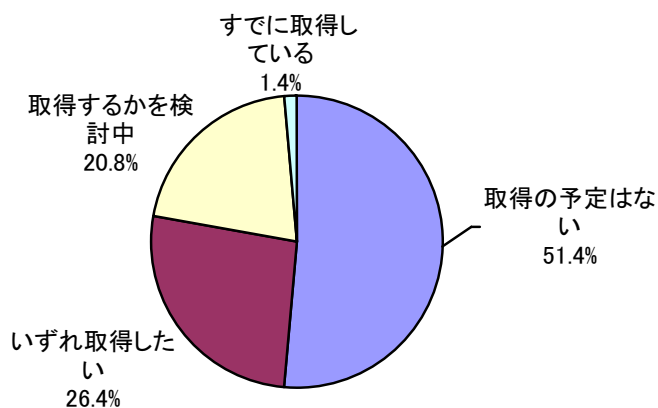
6. 環境に関する国際規格「ISO14001」の認証取得状況について

今回の事業所調査において、ISO14001の認証取得をしているのは1社であった。半数以上が「取得の予定がない」との回答。しかし、「取得の検討」21%、「いずれ取得したい」

が26%あり、半数近くは環境対策として、ISOに関心を持っている。

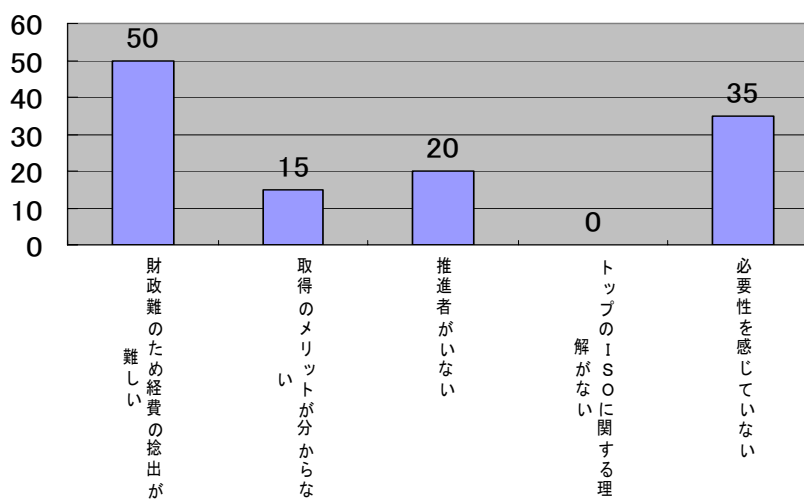
行政においても認証取得は1団体。87%は「取得する予定はない」との回答であった。

環境ISO14001の取得状況（企業）



行政は大多数が「取得の予定がない」との回答であるが、その理由としては「財政難のために費用捻出が難しい」との回答が50%あった。また、「担当する人間がいない」とか「取得のメリットが分からない」、「必要性を感じていない」という回答も多く、ISO14001の意義や目的を理解していない団体が多いように思われる。

ISO14001を取得しない理由（行政）



7. エコアクション21の認証取得について・・・環境マネジメント システム国内版

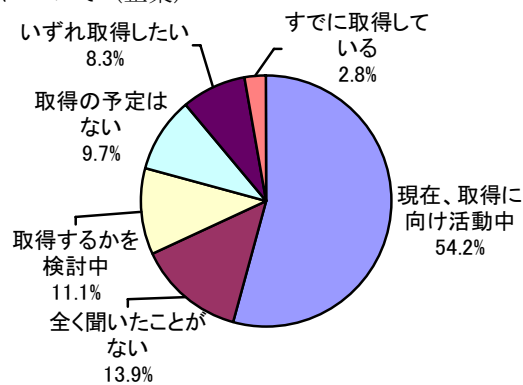
前問で、行政でのISO14001を取得しない理由の中に「取得費用や維持経費捻出」、「推進事

務局人材不足」などがある。これらの事も踏まえて、環境省において、取得準備、事務手続きが簡易であり、かつ審査機関への審査費用・維持審査事務も簡単な「環境評価プログラムエコアクション21（EA21）」を1996年に策定、2004年10月に認証登録制度となった。

今回の調査において、企業で取得しているのは2社、取得準備中39社、検討中・いずれ取得14社と結構EA21についての理解と認識が高く、「環境対策」として有効なツールとしての位置づけをしている事が推察できる。

しかし、環境問題にイニシアティブを取らなければいけない行政での回答はEA21を「聞いたことがない30%」、「全く興味ない13%」、「これから勉強したい30%」となっており、環境省においても、行政への働きかけが弱いようである。

エコアクション21について（企業）



エコアクション21について（行政）

摘 要	件 数	構成比 (%)
エコアクション21のことは聞いたことがない	7	30.4
既已取得した	0	0.0
現在取得に向けて準備中	0	0.0
取得するかを検討中	0	0.0
エコアクション21のことをこれから勉強したい	7	30.4
全く興味ない	3	13.1
無記入	6	26.1
計	23	100.0

第7章 環境保全活動の推進・・・エコアクション21普及のための提言

1. 環境経営の推進

1990年代後半以降、企業などが「環境経営」を行っていることをアピールしたり、あるいは「環境経営」を行っていることが取引先などから要請されるようになってきた。

企業などが、法律による規制があるから、または隣近所からの公害苦情があるから環境問題に対処するというだけでなく、経営者、トップの意志によって「自主的・積極的」に、二酸化炭素排出量削減や廃棄物排出量削減の3R（注1）の推進をする。直接的な法規制がない分野に取り組んだり、環境に優しい製品、サービスを開発し、あるいはそれら（グリーン製品）を購入（注2）したりする。また、経営者自らが企業の社会的責任（CSR：注3）を自覚し、法規制の遵守を確認しながらの経営を行う、これが「環境経営」である。

（注1） 3R（スリーアール）推進とは

3Rを推進する事は循環型社会形成の必要事項として、平成17年6月のG8シーアイランドサミット（米国）で合意された。日本の環境省では、急速なアジア各国における経済発展が廃棄物発生量の増加となり、環境汚染の原因となるおそれから、アジア諸国への政策対話を進めるとともに、国内での3Rの推進に取り組んでいる。

3Rとは、Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生使用）のことであるが、基本はReduce（廃棄物発生抑制）にある。その次はReuse（再使用）であり、エネルギー消費を伴うRecycle（再生）は最後の手段である。

（注2） グリーン購入とは

平成13年4月に「グリーン購入法（国等による環境物品の調達の推進等に関する法律）」が施行された。「グリーン購入」とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないモノを選んで購入することである。

グリーン購入は、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていくことを目指している。

「グリーン購入法」の主旨から、国等の機関にグリーン購入を義務づけけるとともに、地方公共団体、や事業者・国民にもグリーン購入に努めることを期待している。

(注3) 企業の社会的責任

C S R (Corporate Social Responsibility) のことである。企業は社会の中の存在として、企業活動に絡む各種の法令順守や雇用面、利益・納税貢献といった責任を果たすだけでなく、地球環境に配慮した経営を行うとともに、地域社会の要請に応え、より高次の社会貢献や配慮、情報公開や住民との対話を自主的に行うべきであるというモラル的考えかた。

「企業の社会的責任」という新しい尺度が企業を評価する指標として注目されている。C S Rの考え方の進んだ欧米の企業では、世界各地で地域や住民、貧困層への医療支援、住宅支援、教育支援など様々な活動を行っており、C S R活動に理解のある企業に対しては株式投資の尺度にもなりつつある。

2. 二酸化炭素排出量把握と排出抑制対策

2005年2月に発効した「京都議定書」に基づく温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄）については、日本は2008年から2012年（平成20～24）の間に6%削減しなければいけないが、2005年度（平成17）でのCO₂排出量は削減目標基準年（1990年）に比べて8.1%増加。企業も増えているが、家庭部門は37.4%と大きく排出が増加しており、目標達成のハードルは高くなっている。

平成18年10月に開かれた経済産業省産業構造審議会地球環境小委員会において、家庭部門への環境対策の遅れが指摘され、今後は一般家庭への省エネ生活推進についての協力を求めていくこととなった。

環境省においては、国・地方公共団体、企業での勤労については「クールビズ」、「ウォームビズ」の推進をより積極的に進める。

環境省の温対法（地球温暖化対策の推進に関する法律）によって、一定以上の温室効果ガス（二酸化炭素等）の排出量のある特定企業・団体等は排出量を算定・報告・公表することとなっているが、今後は温対法での対象以外の地方公共団体、企業における二酸化炭素排出量把握と排出削減への努力を要請していくこととなりそうである。

さて、自主的に指導的立場をとらなければいけない地方自治体での二酸化炭素排出量把握をしている団体は約44%（把握公表、把握しているが非公表含む）である。

摘 要	件 数	構成比 (%)
把握し、公表している	4	17.4
把握しているが公表していない	6	26.1
把握していない	13	56.5
計	23	100.0

地球温暖化の主要因である「二酸化炭素（CO₂）」排出量の把握は「エコアクション21」の認証・取得する際の必須要求項目でもある。

「二酸化炭素の排出量」は次の計算式によって算出する。計算方法に使われる「排出係数」は、環境省の「排出量の算定に関する省令」によるガイドラインに基づく。

$\text{CO}_2 \text{ 排出量} = \text{企業活動によるエネルギー使用量} \times \text{排出係数} \times \text{単位発熱量}$

※ ただし、電力は消費量×排出係数がCO₂となるが、ガソリン、重油、ガス等は統計値で決められた単位発熱量（メガジュール：MJ）をかけて算出する。下記はEA21ハンドブック06年版による計算。

（ガソリンの例）ガソリンの04年の国内消費量は約6,100万kl。61,000,000 × 排出係数 0.0671(kg-CO₂/MJ) × 単位発熱量 34.6(MJ/L) = 141,410,200 kg
約1億4千万トンのCO₂排出量となる。

温室効果ガス排出量算定方法によって、エネルギー消費、廃棄物焼却処理等による二酸化炭素等の排出を計算し、削減目標を立てて活動を行うことが温暖化防止に貢献する事となる。

3. 環境活動レポートの作成と公表

前項2)において、地球温暖化防止対策としての二酸化炭素（CO₂）の排出量算定について述べたが、企業が自社の環境負荷を計算し、環境方針、負荷削減目標を立てる事はもちろん大事なことであるが、取り組み状況を「環境活動レポート」として公表し部外者からチェックしてもらう事が、社会からの信頼となる。

エコアクション21、要求事項7（環境コミュニケーション）では「環境活動レポートを作成し、公表する」となっており、環境活動レポートの作成は必須である。「公表の仕方」は自社のホームページへの掲示、得意先、事業所周辺の人々、行政機関等に積極的に配布するなどである。

環境活動レポートへの記載事項

- ① 環境方針
- ② 環境目標とその実績
- ③ 主要な環境活動計画の内容
- ④ 環境活動の取り組み結果の評価
- ⑤ 環境関連法規への違反、訴訟等の有無

今回の調査において、行政での環境活動報告書作成は3団体、他の16団体（70%）は「作成の予定はない」との回答である。また、企業の環境活動報告書作成については、

支援・補助制度のある団体はなかった。

環境配慮促進法（平成16年法律第77号：環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律）では、大企業には「環境活動報告書」が「作成・公表」を義務づけられているが中小企業は除かれている。地方自治体については、「環境活動の状況を公表するよう努めること」となっている。

中小企業といえども、環境負荷を把握し、数値目標を立てて低減に取り組み、その状況を公表し、関係者等に知らしめる事は、企業の社会的責任の自覚を知ってもらうことであり、その企業の信頼につながる。すべての行政や企業が環境活動報告書作成に取り組むようになれば、温室効果ガスの発生は抑制され、現在よりも増加しないと思われる。

4. 環境保全対策を推進するに当たっての希望支援策

企業が環境問題に取り組むにあたって、国、地方自治体に希望する支援策については、下記のとおりである。（第4章から）

環境問題取り組みへの支援要望 （重複回答） N = 72

摘 要	件 数	構成比 (%)
情報の提供		
環境関連法や規制に関する情報支援	33	45.8
環境対応技術支援情報	12	16.7
業界動向	7	9.7
先進事例紹介	15	20.8
講習会開催	24	33.3
小計	91	
公的な資金援助や公的資格取得企業へのメリット付与		
設備機器導入支援	29	40.3
ISOなどの認証取得	8	11.1
エコアクション2.1取得	31	43.1
環境配慮製品販売への支援	10	13.9
小計	78	
指導専門家等人材の派遣、相談窓口の充実	12	16.7
環境へ配慮したコストに対する税制面での優遇	30	41.7
リサイクルシステム等のインフラ整備	13	18.1
環境関連の法律・条令の一層の整備	6	8.3
社会各層への環境教育の徹底	18	25.
特に希望はない	0	0

環境問題への積極的な取り組みは国民的課題であり、企業も国民もその認識を高めなければいけない。しかし、企業においては、売り上げや利益向上に即結びつかない「環境問題」

については消極的になるのも理解できる。となると、法律による義務づけも一つの方法であるが、国等における何らかの支援策のある方が企業も自主的に取り組みやすい。今回の調査においては、「要望なし」はゼロであることから、企業は何らかの環境への配慮が必要と考えているようである。環境についての情報提供要望が結構多いのであるが、「公的な資金援助や公的資格取得をした場合のメリット要望」も多い。その中では「エコアクション21取得についての行政の評価」が43%ある。今回の調査ではエコアクション21については、「取得に向け活動中」が半数以上あり、EA21の認知度は高いといえる。しかし、まだまだ社会的には、国際規格であるISO14001のような評価は受けていない。今回の希望支援の内容は、EA21の取得指導とともに、「ISO14001」のように、行政の購買対象企業への位置づけ、企業評価点へのポイント付与等を希望していると思われる。

環境対策は、設備機器投資など、費用も必要なことが多い。そのため「設備機器導入資金援助」や「税制面でのメリット希望」も多い。行政において検討課題としていただきたい。

5. エコアクション21とISO14001の比較・・・EA21のメリット

事業活動に伴う環境への負荷（資源・エネルギー使用・廃棄物排出）などを減らすとともに、環境に配慮した製品やサービスの提供を行い、地球環境保全に取り組む経営システムを「環境経営」というが、そのシステムの概要は次のとおりである。

- ①自主的に環境への取り組み方針と負荷低減目標を定める（計画：Plan）
- ②その目標を達成するために組織、教育、マニュアル、作業手順等を定め、着実に実施する（実施、運用：Do）
- ③システムの運用状況や目標の達成状況を把握・評価し、改善する（点検・是正：Check）
- ④定期的にシステムを見直し、継続的に効果向上を図る（見直し：Action）

環境経営システムの基本は上記のように「P-D-C-Aサイクル」であるが、企業だけが取り組むものであるというのではない。行政も地域社会のリーダーとして環境経営に取り組んでほしい。調査において、行政ではISOやEA21への関心が低いが、ISO14001取得に取り組まない理由に「財政難のために費用捻出困難」、「推進する人材がない」との回答があった。取得費用や維持費用のかかる事は事実であるが、「ISOについての専門的能力を持った人材がいらない」と認証取得が大変難しいと解釈しているようである。

それと、ISOはスイスのジュネーブに本部を置き、各国が参加している国際標準化機構が制定した「国際規格」であり、どちらかといえば中企業以上が対応しやすいうになっている事は間違いない。

そこで、環境省は中小企業向けに事務的・経費的負担の少ない「環境経営システム・環境活動レポート」のガイドラインを1996年に策定し、登録制度としてスタートした。

その後 2004 年 10 月に認証・登録制度に移行した。運営は財団法人「地球環境戦略研究機関・持続性センター（IGES）」が E A 2 1 の中央事務局として認証・登録制度を運営し、各地域の E A 2 1 地域事務局が認証・登録等の受付、登録是非の判定委員会開催等を行っている。

ISO14001 との比較

	ISO14001	エコアクション21
規格（ガイドライン） 発行主体	国際標準化機構 International Organization for Standardization	環境省 Ministry of the Environment
日本での運営主体	（財）日本適合性認定 協会 （JAB）	（財）地球環境戦略研究機 関 持続性センター（IG ES）
認証・登録件数 2006 年 12 月	19,089 （内和歌山 114 件）	1,139 （内和歌山 10 件）
構築のためのコンサル費用	高い コンサルの指導助言あ る方がスムーズに構築 できる	少ない 自社人間で対応可能
審査登録料	高い	少ない 15 万円
30～99 名の場合（概算）	約 120 万円	約 30 万円
構築の難易性	高い、専門的勉強必要	低い、社内の人間で対応可 能
審査の方法	第三者認証 審査員はコンサルでき ない	第三者認証 審査員の助言・指導あり
審査までの準備期間	10 ヶ月～	6 ヶ月～
特徴	国際的権威	国内で通用、「環境活動レ ポートは公表」

6. エコアクション21の認証登録の流れ

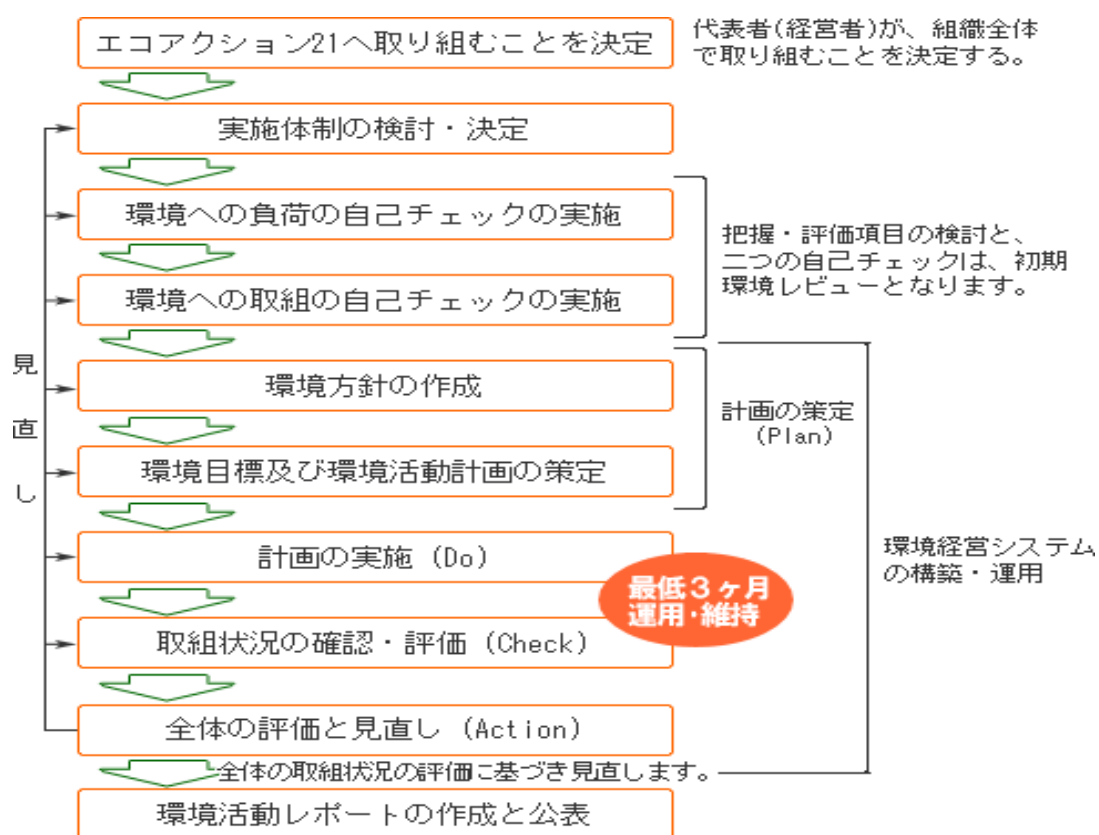
初めてエコアクション21に取り組み、認証・登録を受けようとする企業等は、「環境経営システムガイドライン」を読んで、E A 2 1 の取り組み内容、その手順などを理解してから次のステップで環境活動レポート作成後、認証・登録のための審査を申し込む、。

審査を希望する企業等は「E A 2 1 地域事務局」へ申し込む、そして審査人を選任しても

らう（審査人の指名もできる）。審査は先ず書類審査があり、不備があれば審査人は助言をし、企業はこれを改善する。その後現地審査が行われ、ここでも適切な助言を受けながら改善を目指すことになる。審査後、審査人から「地域事務局」へ登録是非の審査報告書が提出され、判定委員会にかけられてから、E A 2 1 中央事務局へ判定結果を報告。中央事務局でチェックのあと登録となり、環境活動報告書は公表される。

審査は「登録審査」と1年後の「中間審査」、その次の年の「更新審査」―「中間審査」・・となる。

エコアクション21への取り組み手順



※エコアクション21構築のポイントとは？

ポイントは自社に見合ったシステムにすること。環境負荷低減目標は最初から大きく構えない方がよい。新しいシステムを導入すると、社員に余分な負担感が生じる。環境目標達成が企業のコストダウンに役立つことや得意先、地域住民からの信頼向上となることを社員に十分理解してもらうこと。

※取引先からの環境対策への取り組みを要請されていたが、ISO14001構築は人材、資金、手間の問題から手がでないと諦めていた企業にとっては簡易にできる「環境経営システム」がエコアクション21です。是非チャレンジして下さい。

7. エコアクション21の簡易取得・・・自治体イニシャティブ・プログラムの利用

エコアクション21では、市町村が域内から排出される二酸化炭素などを削減するための政策手段としてE A 21を活用できるようにしている。「自治体イニシャティブ・プログラム制度」である。

自治体の域内の30程度以上の事業者が一斉にE Aを取得に取り組み、認証・登録を得ようとする場合二は、エコアクション 21 中央事務局の費用負担によって、何人かの専門家を派遣して、グループに指導を行い、認証取得を容易にするという制度がある。地域では、一斉に環境負荷低減活動に取り組む事から、域内の二酸化炭素排出が減少するというメリットがある。この制度は17年度において全国で18自治体、約300事業者がこれに参加して成果を収めている。

※エコアクション21についてのお問い合わせ・ご相談は

中小企業診断協会和歌山県支部
073-428-7370

エコアクション21地域事務局
073-425-7715

おわりに

全ての人たちにとって地球環境保全がもつとも重要な課題となっている今日、豊かで住み良い地域社会構築のためには、日頃の諸活動において環境負荷（資源・エネルギー使用・廃棄物排出）を減らすとともに、持続的発展が可能な循環型社会の実現に向けて、行政を始めとして、企業の活動並びに住民一人一人の自覚と実践が求められている。

そこで、企業や公共機関の環境に対する取り組み状況と今後の推移を調査し、課題を抽出し、今後のあるべき方向性を見出し、「環境問題の現状と対応」として行政や企業に提言するとともに、より多くの企業が環境問題に取組み、それを実践する方向に持っていきたいと考えて、平成18年度の調査・研究事業に取組んだ。

国の環境政策として、大企業や特定事業者に対する「環境に配慮した事業活動の促進法」を2004年に制定し、また国の環境対策の根幹となる環境基本計画（第一次1994年、第二次2000年）を見直し、「環境保全の人づくり、地域づくりの推進」を柱とする「第三次環境基本計画」を2006年4月に閣議決定した。

これを受けて、行政も企業も地球的見地に立った環境保全対策に取り組むことになったのであるが今回の調査では行政、企業とも環境保全についての認識理解がまだまだ低い結果となっている。特にイニシャティブを取らなければいけない地方公共団体において、その理解や導入のないのが些か残念に思うとともに問題と考える。

環境経営推進のためのツールとしてのISO14000シリーズが考えられるが、導入については、人的・金銭的負担がネックとなっている。そこで、費用負担も少なく、取得も容易なエコアクション21（EA21）が環境省からガイドラインが発行されたにも係わらず、その認識も低い。

企業においては、売り上げや利益向上に即結びつかない「環境問題」については消極的になるのも理解できるが、法律による義務づけよりも、行政等における何らかの支援策のある方が企業も自主的に取り組みやすい。

企業もエコアクション21を取得するために地域自治体が実施している「自治体イニシャティブ・プログラム制度」を活用して、少しでも多くの企業がエコアクション21認証・登録していただくことを切望する。

社団法人中小企業診断協会和歌山県支部
調査・研究担当

奥村博志（支部長）

御前明良（支部理事）